

第1日目（12月12日）

○議 長（黒滝松男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成28年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は、26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、新潟日報社から写真撮影の許可願がでておりますので、これを許します。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、議席の変更及び議席の指定を行います。先の市議会議員補欠選挙で当選されました田中せつ子君、中沢道夫君、広田公夫君の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更し、同条第2項の規定によって、田中せつ子君の議席を議席番号1番、中沢道夫君の議席を議席番号2番、広田公夫君の議席を議席番号3番に指定いたします。変更した議席及び新たに指定した議席につきましては、お手元に配付をいたしましたのでお願いをいたします。

○議 長 ここで、新たに議員となられた方から議席順に登壇をし、挨拶をいただきたいと思います。

最初に、1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 大和地区大崎の田中せつ子でございます。専門学校を卒業後、東京で就職をし、10年間専業主婦をし、実家に戻ってから24年間事務職をしてみりました。その後、介護の仕事を3年間続けました。現在、消防団女性部に所属しております。

誰もが住みやすい南魚沼市にしていくため、諸先輩の皆様方、そして職員の皆様方と協力しながら、微力ながら精いっぱい努めてまいり所存でございます。どうかご指導のほど、よろしく願いいたします。

〔拍手〕

○議 長 続きまして、2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 六日町の奥の中沢道夫です。私はこの3月まで魚沼民主商工会の事務局を32年近く勤めていました。その後は家で農業をずっとやっておりました。選挙戦で市民の皆さんに公約したことを実現するために頑張ってみりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

〔拍手〕

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 おはようございます。広田公夫です。私は大巻の青木新田に47年ぶりに、2年前に帰ってきました。私は情報処理会社に勤めまして、皆さんがお使いになっている電話料金、携帯の電話料金、企業さんが使っている電話料金、またあるいはバンキングシステム、そういう日本でいう大きなシステムのシステム開発に携わってきました。ただし、技術部門でやったのではなくて、裏方でいろいろなトラブル対応を専門にやってきました。ですから、ものすごく極端なところにこだわるようなところがありますけれども、47年ぶりに帰

ってきて、やはり景色とかいろいろなものはいいところがあります。

しかし、外から見た場合は、これからC C R Cですか、外からの方をいろいろ迎え入れていることをやっておりますけども、外からの視線も大事だと思いますので、皆さんと協力してやっていきたいと思えます。皆さんのご指導、よろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○議 長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議記録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号6番・佐藤剛君及び議席番号7番・田村眞一君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る12月2日の議会運営委員会において協議をしていただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日12月12日から12月22日までの11日間としたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月12日から12月22日までの11日間と決定をいたしました。

ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。開会早々、貴重な時間をお借りいたしまして大変申しわけありません。所信表明資料に訂正がございますので、正誤表による訂正と、報告の追加を申し上げるものでございます。正誤表をお願いいたします。訂正につきましては3ページ9行目、「広域財団法人日本観光環境協会」の広域が、「公益」の間違いでございます。7ページ8行目、「2日間で40万人を超える」とありますのは、「20万人」に訂正をお願い申し上げます。

それから、所信表明編集時に間に合わなかった熊本地震に係る災害支援と、県内で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザの対応につきまして、報告を追加させていただくものであります。

以上、訂正と追加につきましてよろしくお願い申し上げます。細心の注意をもって臨んだところではありますが、大変申しわけありません。深くおわびを申し上げます。さらに集中力と緊張感を持って取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 日程第4、諸般の報告及び監査結果報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第5、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 皆様、改めましておはようございます。第二代南魚沼市長の林でございます。傍聴の皆様、大変早朝からありがとうございます。それでは平成28年12月議会定例会

の開会にあたり、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろから市政にご理解、ご協力を賜っていることに対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私は、このたびの市長選挙で多数の市民の皆様から応援をいただきまして、11月28日から4年間、第二代南魚沼市長として市のかじ取り役を任せていただくこととなりました。合併後、新市の礎を見事に築かれました井口前市長の後を受け、改めてその職責の重さを痛感するところでございます。「責任世代」の自覚のもと新たな決意を持って、市政発展のために粉骨砕身していくことをここにお誓い申し上げます。

また、市長選と同時に行われました市議会議員補欠選挙では、3名の新しい市議会議員が誕生いたしました。市民の声を代弁いただき、深い議論を通じて、ともに市の進むべき道を模索していきたいと考えております。また、この満堂、全議員の一層のご指導とご協力をお願いするところでございます。

今定例会は市長就任後初めての議会でありますので、ここで私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

六日町と大和町が合併し、さらに塩沢町が加わってから11年になります。合併後は新市建設計画のもと、必要なインフラや施設整備が進められ、その大方が完成をいたしました。先達のご尽力に敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、少子化に起因する人口減少問題への対応など、南魚沼市が直面している課題は山積みであることも事実であります。この地域の活力を維持し、人口の減少を緩やかにして、この地域が生き残っていくために、市長みずから先頭に立って行動したいと考えております。

選挙戦でお約束しました「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと・南魚沼市」を実現するために、あらゆる施策を積み上げ、集中して取り組みます。まずは、できるだけ早い段階で、高校生が地元就職に興味を持てる仕組みをつくりたいと考えております。また、大学や専門学校の卒業生がふるさとに帰って就職するための情報提供や、一人一人に対応できる専門の担当を配置するなどの仕組みづくりを、地元企業にも協力いただき検討してまいります。

次に、水道料金の値下げであります。南魚沼市水道事業経営戦略を現在策定中ですが、この中で徹底した合理化により取り組む必要があります。地下水の取水に関する条例の改正内容により、水源をどこに求めるかの課題はありますが、経営の効率化を進めて高齢者世帯や所得の伸び悩む子育て世帯などの基本料金を下げるべく検討を進めます。

次にふるさと納税の取り組みであります。現在、8つのコースを設定し、ふるさと納税に取り組んでおります。しかし、国際大学応援と交流の推進コースを除けば、実質的な寄付は平成27年度実績で680万円程度であります。私は、近い将来、これを県内トップに押し上げることを目指してまいります。市内には、コシヒカリをはじめとした全国に誇るべき特産物や観光素材があります。これら多くの「南魚沼ブランド」を返礼品として全国へ発信し、産

業振興や販売促進につなげてまいります。また、ふるさと納税で得た財源は、福祉の充実や子育て環境の整備など、市民サービスの向上に使います。多額の財源を必要とし、これまで取り組めなかった市民サービスを、知恵と工夫で実現できることを示し、新たな時代にふさわしい、「みずから稼ぐ」「市民の先頭に立つ」「攻める」自治体を目指し、職員の意識改革や行政姿勢の変革を進めてまいります。この取り組みにより、市民と行政の一体感や、市行政に対する信頼感が飛躍的に高まると確信しております。

また、グローバルITパークやCCRCの取り組み、地域防災の根源ともいえる里山の再生や利活用、医療環境の充実など、前井口市政を引き継ぐべきはしっかりと引き継ぎます。同時に、時代が求める新たな課題にも積極的に取り組み、市民が安全安心で暮らせる南魚沼市を築いてまいります。多くの市民からも市政に関心を寄せていただき、さまざまなご意見をお聞かせいただける場の整備など、市民協働のまちづくりに向けた環境を整えるべく努めてまいります。

ここで、9月定例会以降の経過等につきましてご報告申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。

国民健康保険事業につきましては、医療再編などの影響から、1人当たりの給付費の上昇が続いております。特に高額療養費につきましては、支給件数の増加により給付額が前年同期の23パーセント増となっており、予算不足を生じる懸念があることから、今定例会に補正予算を計上いたしました。

母子保健事業につきましては、予防接種法などの改正によりまして、小児のB型肝炎ワクチンが定期接種化され、10月1日から接種を開始いたしました。今後も市民への周知を的確に行い、感染症予防に努めてまいります。

病院事業につきましては、新潟県から受託事業である旧県立六日町病院の解体工事が10月24日に完了いたしました。市民病院の駐車場整備工事につきましては、第1工区の舗装工事が完了しました。第2工区につきましては、地盤が予想以上に軟弱であったため、暗渠排水を敷設するなどの対策を講じており、一部雪消え後の施工となる見込みであります。また、消雪設備につきましては、10月14日に井戸掘削工事及び消雪パイプ敷設工事等の契約を締結し、工事を進めております。なお、院内保育園は11月14日に開園式を行い、新しい園舎での保育を開始いたしました。

子育て支援につきましては、八幡保育園の冷暖房などに使用するペレットボイラーの設置が、公益財団法人日本環境協会の二酸化炭素排出抑制対策事業に採択されまして、4,300万円余りの補助金を受けることになりました。建築工事につきましては、鉄骨建方工事を完了し順調に進捗しております。

塩沢・中統合保育園につきましては、施設配置に係る保護者などへの説明を行い、広い敷地を有効利用した安心安全な施設とするべく、実施設計を進めております。

また、南魚沼どろんこ保育園——仮称であります——どろんこ保育園につきましては、園舎の木造建方工事が開始され、職員採用も順調に進んでおります。来年4月の開園に向け、

保育の引き継ぎの研修を1月から予定しております。

福祉関係につきましては、養護老人ホーム魚沼荘の改築工事竣工並びに創立60周年記念式典を9月29日に挙行いたしました。今後は、地域に開かれた高齢者ケアの先進的役割を担う入所施設として、充実を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、9月11日に畔地集会所を主会場に、畔地区民を中心に総勢75人の参加による認知症行方不明者捜索訓練を実施いたしました。今後も継続して、市民の認知症への理解を深める事業を実施してまいります。

次に教育・文化についてであります。

五日町小学校・大巻小学校の学区再編につきましては、大巻地区の関係組織・団体への説明会を開催し、10月27日に「大巻地区 五日町小学校・大巻小学校の学区再編検討会」が設立されました。大巻地区のよりよい教育環境づくりの視点に立ち、地元としての基本的な考え方の合意形成を図り、その結果を教育委員会に報告するという、会の規約と役員が決定いたしました。

9回目を迎えた中学生海外派遣事業につきましては、帰国報告会を11月12日に開催いたしました。「将来を担う子供たちが広い視野を持ち、国際貢献できる人間に育ててほしい」という願いを込めた基金の事業でありました。今回の経験を生かして学業や人間形成に励んでいただきたいと思いますところであります。

八海中学校増築工事につきましては、外装工事をほぼ完了し内装工事を中心に進めており、11月末現在で進捗率は約76パーセントであります。野球場及びテニスコートにつきましては、遺跡発掘調査、敷地整地作業等を終え、排水路つけかえ工事に着手しております。

11月29日から12月6日までの8日間、大和公民館並びにコミュニティホールさわらびを会場としまして「いのち・愛・人権」南魚沼展が開催されました。この大会は人権・同和問題の啓発と差別の解消を目的として、毎年県内各市町村を巡回するもので、南魚沼展でも我々の市の小中学生をはじめ、多くの見学者を迎え、人権・同和問題の啓発に大きな成果を果たしたと考えているところであります。

モンスターパイプにつきましては、今秋の、この秋の天候不順により工事が遅れており、全長160メートルのうち、100メートル程度が完成する見込みとなっております。そのため、今シーズンは市の直営施設として一部使用による運用を考えております。管理については、今年度のみ業務委託により行う予定であります。関連する経費を補正予算に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、環境共生についてであります。

可燃ごみ処理施設の発電設備蒸気タービンの損傷につきましては、9月末で修繕が完了し、現在は通常運転となっております。今回の損傷は事前予測が困難であり、訴訟も困難であることから、取り付け費用など修繕費用の一部を業者負担といたしました。詳細につきましては、10月の社会厚生委員会に報告したところであります。

新ごみ処理施設の建設候補地につきましては、応募のありました3行政区について評価基

準に従い選定を進めております。地元要望や近隣行政区の同意確認など、慎重な対応が必要のため遅れておりますが、今月末に選定作業を終え、3月定例会で結果を報告する予定であります。

また、生ごみの削減を推進するため、10月から南魚沼市、魚沼市、湯沢町の2市1町において、飲食店の皆様や宿泊施設の皆様などのご協力をいただきながら「食べ残しゼロ運動」を開始いたしました。

次に都市基盤についてであります。

国の平成28年度第二次補正予算により、我が市の社会資本整備総合交付金の道路事業につきまして、当初配分に不足があった雪寒事業に4,000万円、うち国費が2,400万円の配分がありまして、除雪費を除く当初の配分額と合わせて10億9,051万円、うち国費が6億6,076万円であります、の事業費となりました。安心に暮らせる地域づくりのため、早期の完了を目指して事業の執行に努めてまいります。

国土交通省の直轄国道事業につきましては、国道253号の八箇峠道路に8億6,700万円の配分があり、来年度中の6.6キロメートル区間——これは八箇インターチェンジ、仮称であります——から野田インターチェンジ、これも仮称であります、この6.6キロメートル区間の供用開始に向けて工事が進められます。また、国道17号六日町バイパス及び浦佐バイパスにおいても、補正予算の配分があり、早期全線開通に向けて事業の円滑な推進に協力してまいります。

直轄砂防事業につきましては、登川上流部の檜倉沢砂防堰堤群事業に2億円の配分がありました。堰堤の整備により不安定土砂の流出抑制を図り、安全な地域づくりのため事業の推進に協力してまいります。

水道事業経営戦略につきましては、多額の更新事業費を必要とする畔地浄水場を廃止し、非常時・災害時のリスク分散も可能な深井戸による地域別配水方式への切りかえを念頭に、投資・財政計画を組み立てています。しかし、地下水の採取に関する条例の改正により、市内全域で新たな深井戸設置が困難になった場合には、畔地浄水場を存続することになり、現状に合わせて施設の規模を縮小しながら機械設備を更新することになるために、経営戦略の根本的な見直しが必要になります。なお、経営戦略の策定に要する経費につきましては、一般会計繰出金のルール分となることから、今定例会に提案する水道事業会計補正予算（第2号）に所要額を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に産業振興についてであります。

農業につきましては、先に発表された平成28年度水稻の作柄概況、10月15日現在によりますと、全国の10アール当たり予想収量は544キログラムとなり、前年産に比べ13キログラムの増、作況指数は103となる見込みであります。主食用の予想収穫量は増加が見込まれておりますが、生産調整の進捗により全国的に過剰作付は解消され、2年連続で米価は上昇に転じました。県内の作柄は、おおむね好天に恵まれたことから、前年産に比べ各地域とも順調に推移し、10アール当たりの予想収量は前年比54キログラム増の581キログラム、作

況指数は 108 となり、39 年ぶりの高水準が見込まれております。中でも、魚沼は前年産より 59 キログラム増の 10 アール当たり 566 キログラム、作況指数 109 と、県内で最も高い作況指数となっております。市内 J A への出荷量も増加しており、春先からの水不足で生育が危ぶまれた時期がありましたが、全体的には良好な結果となりました。

品質面でも、市内 J A の集計によるコシヒカリの 1 等米比率が約 87 パーセントと、前年産より約 2 ポイント向上したものの、9 月中旬以降の天候不良による刈り遅れや倒伏の影響から、大和地域から六日町地域にかけて品質低下がみられました。

国の農政につきましては、平成 30 年以降のコメ政策の見直しにより、生産数量目標の配分がなくなり、長く続いてまいりました生産調整制度が変革を迎えます。引き続き関連情報の収集を行い、各種制度や事業の活用により地域農業の振興を図るとともに、最高級ブランド米の産地として、今後も関係機関と協力しながら高品質な米作りの推進と販売促進に努めてまいります。

雇用関係であります。雇用関係につきましては、県内の雇用情勢に改善の動きが見られるものの横ばいの状態であります。10 月の新潟県の有効求人倍率は 1.35 倍で、全国の 1.40 倍を下回っております。ハローワーク南魚沼の有効求人倍率は 2.56 倍で、前月から 0.21 ポイント低下したものの、前年同月と比べて大幅に上昇しており、求職希望と求人のミスマッチ、労働者不足が顕著となっております。

中小企業に対する信用保証料補給につきましては、県の融資制度が受けやすくなったこと、雪の少ない少雪の影響により、運転資金の利用が目立っていることなどにより、利用件数が増加しています。

経済産業省の認定により実施しております創業支援事業につきましては、創業支援セミナーの受講者が 27 人となりました。創業支援補助金につきましては、今年度第 1 回目の募集に対して 5 件の応募があり、審査会にて補助金の額を決定いたしました。

南魚沼市地域産業支援連絡協議会、通称 I C L O V E 主催のジャパン・ビジネスモデル・コンペティション新潟ラウンドが 11 月 27 日に行われ、15 チームの参加がありました。上位 2 チームが来年 2 月の本大会に参加する予定であります。今後はこの大会に市内からの参加者を増加させること、創業支援を行うことで、より若者の創業に対する意識を醸成し、当地域での起業率の向上に寄与できるものと期待しているところであります。

企業立地等の状況につきましては、浦佐地内において有限会社肉の片山の事業所が完成し、11 月 3 日から事業を開始されました。新堀新田地内ではコマツ建機販売株式会社さんがグループ企業の中越拠点となる施設整備を完了し、12 月 5 日に竣工式が執り行われました。また、川窪地内のニコ精密機器株式会社の増設工事は 11 月中に完了し、平成 29 年 1 月中に事業開始予定であります。なお、当市のグローバル I T パークへの入居企業は、12 月 1 日現在で海外企業 5 社、日本企業 2 社の合計 7 社となっております。

総務省が所管するチャレンジ・ふるさとワーク「お試しサテライト・オフィス事業」に申請をいたしました。11 月 8 日に採択をいただきました。国際大学内を改装して首都圏などの国内

企業からサテライト・オフィスとして入居いただく予定でいます。国際大学やグローバルITパーク入居企業とも連携し、最先端のIT技術の共同研究を行う研究会を創設する予定であり、若者の雇用創出や起業、業を起こす起業機会の増加を期待するものであります。

食によるまちおこしにつきましては、12月3日、4日に東京都で開催されました「2016B-1 グランプリスペシャル in 東京・臨海副都心」これに南魚沼きりざいDE愛隊が出展いたしました。このイベントは、全国のまちおこし団体をご当地グルメで地域ブランドを高めることにつながるもので、2日間で20万人を超える来場がありました。今年は、地域の情報を発信する「魅力発信窓口ブース」が設置され、南魚沼産コシヒカリや冬に向けたスキー場など、当市のPRを行い、より地域の魅力を発信できたものと考えているところであります。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

第2次総合計画の策定に伴い、行政改革大綱を策定し、10月1日に公表いたしました。人口減少問題への対応や市民ニーズの多様化に合わせて、常に行政の仕組みを最適化するため、アクションプランによる事務事業の改善をはじめ、組織改革、人材の育成、民間活用などに行政全体で継続的に取り組んでまいります。

定住自立圏構想の共生ビジョンの策定につきましては、共生ビジョン懇談会を設置し、地域住民の方々から幅広いご意見をいただきました。魚沼市及び湯沢町との協議も整ったことから、10月21日に魚沼地域定住自立圏共生ビジョンとして公表いたしました。医療、教育、産業振興、市民生活など幅広い分野での連携事業を、南魚沼市が中心となりながら2市1町で協力して進めてまいります。

市民参画につきましては、ことしで4年目となる「若者まちづくり会議」を2回開催いたしました。参加者も増加し、行政と市民の協働に加え、若者のつながりづくりの場としても期待できるようになりました。今後も、市民が自由に意見、提案ができる機会の拡大に努めてまいります。

南魚沼版CCRC構想の推進につきましては、アイデア募集の事業づくり部門への提案をいただきました事業者の中から、連携実施事業協議パートナーを11月22日に決定し、南魚沼版CCRC推進協議会に報告いたしました。事業範囲の確定など、詳細について交渉を進めております。

移住・定住促進事業につきましては、首都圏の若者を対象とした「グローバル人材育成塾」及びアクティブシニアを対象とした「セカンドライフ塾」の第1クールが終了し、11月26日から第2クールを実施しております。参加者に対し、ビジネスアイデアやライフスタイルなどを提案して移住・定住につなげてまいります。

平成28年度の人事院勧告に伴う給与改正につきましては、人事院は8月8日、国家公務員の給与に関して、月例給については若年層に重点を置き平均0.2パーセント引き上げ、期末勤勉手当については年間で0.10月分引き上げる旨の勧告を行いました。その後、新潟県人事委員会も10月13日に勧告を行ったところであります。

当市は、これまで国に準拠の方針で給与改正を行っております。今年度も国に準拠するこ

ととし、今定例会で給与条例の一部改正案を提案いたしますので、よろしくお願ひいたします。

月例給につきましては、本年4月に遡及しての実施であり、引き上げ対象者は604人、引き上げ総額は約759万円となります。期末勤勉手当については引き上げ対象者935人、引き上げ総額は約3,264万円となり、全職員数で平均すると1人当たり年間約4万1,500円の増額となります。あわせて、扶養手当の見直しを平成29年4月1日から段階的に実施します。配偶者に係る扶養手当の額を他の扶養親族と同額まで減額し、それにより生ずる原資で子に係る手当額を引き上げ、配偶者の1万3,000円を6,500円に、子の6,500円を1万円とするものです。この制度改正による当市の影響額は、平成30年で月額約130万円の増額となる見込みであります。

地方公務員法の改正により、平成28年4月1日から人事評価の実施が義務づけられました。人事評価を任用、給与、分限等の人事管理に活用することが明確に規定されたところですが、当市は、これまで評価結果を6月分の勤勉手当のみに反映させてまいりました。今後は、能力評価の結果をもとに平成30年1月1日からの昇給に反映させまして、業績評価の結果を6月及び12月の勤勉手当に反映させる予定であります。また、給与制度の総合的見直しに関連し、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととする昇給抑制の制度改正を行います。

災害などの支援につきましては、平成28年熊本地震に係る被災市町村への復旧事務に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づきまして、この12月1日から2月3日までの間、建設課の主任技師1名を熊本県上益城郡山都町へ派遣することにいたしました。派遣先では農林振興課に配属となり、主に農地の災害復旧事務に当たることとなっております。

関川村及び上越市で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザへの対応として、県からの依頼を受け、12月2日に保健師6名、12月4日に保健師4名、農林課職員4名を上越市へ派遣し、作業従事者の健康チェック業務及び防疫作業に従事いたしました。書いておりませんが、このことにつきましては、当市の対応の素早さ、また県からの派遣要請を超える人数の送り出しということで、県からも感謝の言葉をいただいているところであります。

一般会計補正予算（第5号）に専決処分いたしましたのでご報告申し上げます。歳出の地盤沈下対策事業等につきましては、今までの地盤沈下調査に加え、地盤沈下区域周辺の地下水位の状況を観測することで、地下水の大まかな流れや帯水層の構造などを分析し、規制を緩和する条件や総揚水量の抑制方針を検討したいと考えております。そのため、地盤沈下区域周辺の井戸に地下水位をリアルタイムで観測する装置を設置するため843万3,000円を増額するものであります。降雪前に設置する必要があることから、専決処分とさせていただきます。当該歳出増に伴う歳入は、個人市民税の増額見込みにより調整し、歳入歳出にそれぞれ850万円を追加し、歳入歳出の総額を335億5,557万8,000円といたしました。

次に、一般会計補正予算（第6号）についてであります。

主な内容といたしましては、歳出では、障がい者自立支援事業費で今後見込まれる介護給

付費の増額を、介護保険対策費では介護給付費及び人件費の見込みから繰出金の増額を、臨時福祉給付金では経済対策分として対象者1人につき1万5,000円を支給するための増額を計上いたしました。県営事業負担金では農業関連の国の補正予算による追加内示を受けての増額を、企業対策事業費では総務省から委託を受けて実施する、都市部の企業を誘致するためのモデル事業の採択による増額を計上しました。道路橋りょう維持補修事業費及び消融雪施設維持管理事業費では、社会資本整備総合交付金事業の調整による増減額を計上しました。公共下水道事業対策費では、人件費及び負担金収入の精査による繰出金の減額を、利子償還金は公債費の長期債利子の精査による減額を計上しました。

歳入では、臨時福祉給付金に伴う補助金の増額を、ふるさと納税寄附金は国際大学関連を含めた40件分を、指定寄附金は氏名の公表を辞退されておりますが、子供たちの教育のためにといただいた1,000万円を計上しました。チャレンジ・ふるさとワーク事業受託事業収入では企業誘致モデル事業の採択による増額を、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金では八幡保育園のペレットボイラー導入事業が採択になったことによる皆増分を計上いたしました。市債については事業費等の精査により減額としました。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ2億4,464万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を338億22万4,000円としたいものであります。

地方を取り巻く環境は厳しく、さまざまな課題が山積する中で、南魚沼市が喫緊に対応すべき最も重要な問題は、先にも述べましたとおり人口減少問題であると考えております。地方創生の名のもとに地方同士、自治体同士、自治体間の生き残りの競争は一層厳しさを増しておりますが、市民の皆様からのご理解とご協力をいただきながら、この課題に全力を挙げて取り組んでまいります。50年先も輝けるふるさと、南魚沼市総合計画に掲げる「自然・人・産業の和で築く安心のまち」この実現のために先頭に立つ所存です。議員各位にも倍旧のご支援ご指導を心よりお願い申し上げます。

なお、今議会への提出案件30件、うち条例7件、予算7件、その他16件であります。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔拍手〕

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第6、報告第12号 所掌(所管)事務に関する調査の報告についてを行います。委員会報告は事前に資料配付がされております。委員長は説明の朗読を省略し、簡潔に報告をお願いいたします。議会運営委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩谷議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。期日であります。12月2日ということで、委員の出席状況ですけれども、今任期は前会の条例では9名となっておりますけれども、1名欠員ということで、8名での議会運営委員会、今後も8名で全員の出席というような報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

平成 28 年 12 月南魚沼市定例議会の運営についてを事項といたしまして、付議事件の概要、会期及び議事日程、一般質問の取り扱い。この一般質問の取り扱いですけれども、皆様には 30 分という持ち時間があるのですけれども、おおむね 60 分というほうを今回から取り上げさせていただきまして、スタートしてから約 50 分、議長のほうから「あと 10 分です」というようなお声かけがありますので、各議員におかれましては、その 10 分という声がかかりましたらまとめていただき、おおむね 60 分という時間で一般質問を行っていただきたいということが決定しましたので、よろしくお願い申し上げます。

あと、人事案件の採決の方法、議案の委員会付託について、閉会中の議会運営委員会の開催についてであります。管外視察として、1 月 31 日、2 月 1 日ということで、四日市市のほうに管外視察で行かせてもらう予定であります。以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 議会運営委員長にお伺いをいたします。一般質問についての部分であります。おおむね 60 分以内、これは大分続いているわけでありましてけれども、要は執行部側の説明、答弁でありますね、市長答弁であります。この部分を簡潔にさせていただかないと、議員の持ち分 30 分を使い切る、これは議員としての使命であります。この部分について、どのような話が執行部側のほうからもあったのかということをお伺いします。

○議 長 議会運営委員長。

○塩谷議会運営委員長 執行部側にも簡潔明瞭な答弁でお願いするということと、議員としても項目がありますけれども、そちらのほうをしっかりと時間内で終わるようにということでのことが言われました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 総務文教委員長・岡村雅夫君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 総務文教委員会の報告を行います。まことに申しわけございませんが、配付した文書に 2 か所間違いがありましたので、まず訂正からお願いいたしと思えます。8 ページの 6 行目であります。「企画政策課長長」、「長」が 2 つつながっておりますので、それを 1 つ削除していただきたいと思えます。あともう 1 か所ありますが、13 ページの最下行であります。部長の発言の中でありまして、「誤りが放置されることは決して許される」、「される」となっておりますが、「許されないこと」というふうに捉えていただきたいと思えます。多分、文脈からは理解できるかと思うのですけれども、そういったことがわかりましたのでまず報告をさせていただきます。訂正については以上であります。

総務文教委員会は調査事項として、1番で南魚沼版CCRCの進捗状況についてと、2番目で公共施設アセットマネジメントについて、3番目として固定資産税についてということで調査を行いました。調査の期日は平成28年10月19日でありました。委員の出席状況は6名でありまして、1名欠席でありました。議長からも出席をいただいております。また、執行部からはそれぞれの担当部局から出席を願っております。

最初の南魚沼版CCRC、先ほどもお話がありましたように、文書については事前配付されているということで、極力短くやってくれという要請であります。そうした中で、皆さんがこれを読んできているという前提で、最後のQ&Aという部分でひとつ主なるものを報告させていただいて、報告とさせていただきたいと思っております。

南魚沼版CCRCの進捗状況について、次の質疑と答弁があったという部分であります、実際の形としてCCRCだけでなく、南魚沼市にきちんと反映させていくような考え方、実際の動きはどうなっているのかを知りたいということで、執行部から説明がありました。その中でやはりCCRC事業を基軸事業として位置づけるということがいわれておりまして、今までの課題を解決する一つのきっかけにしたいというような趣旨が述べられました。

また、このアイデア募集という段がありました、その中ででてきたアイデアについて、どういった使い方をするのかという質問について、アイデア募集で集まったものを加えながら、最終的なCCRCの求める姿をまとめていくと。非常に内容は難しいのですが、要するにコンセプトブックが完成していくという形となります。要するに、ひな型の内部の資料があるということでありまして。そして、そのモデル事業の募集があって、先般表彰がされたわけでありまして、最優秀賞をとったところが自動的に連携事業者となるということではないということもつけ加えられたものであります。

また、議会に報告が主体になっていると、議会がどういった形で関与できるかという質問に対しては、今回のこのCCRC事業については、報告が主体になることはやむを得ないのだと。議会としては予算が提案された段階での賛否を意思表示できるというような形であります。それはともかく、いろいろお聞きしたいことがあったらいつでも担当部署に意見をいただければと思っている。議会は市民の代表であるので、十分に情報交換をさせてもらいたいという答弁がございました。

それから、推進協議会というのが設置されてありますが、その権限についてでありますけれども、提案したものを審議していただき、それを参考に市が方針を決定していくということであって、権限自体はないと、意見をお聞きするという会であるということが答弁されております。そして、民間が主体といいながら、エリアの選定から一切市が関与しているように思うがという問題については、今回この進捗に対しては、甚だ変則的な形で進められている。提案事業者からも非常に取り組みがしにくいといった声もいただいている。場所も規模も具体的なデザイン等も決まっていな中で、この短期間で進めているのですが、今のところは順調に進んでいるというふうに考えているということであります。公共施設等が中に盛り込まれているわけでありまして、市が分担すべきものはしていくのだと、何ら今までの

整備方針に間違いない、変わっていないということでありました。

次に公共施設アセットマネジメントについてであります。これは今後の公共施設の老朽化が進み、大規模改修や建てかえ、更新の時期を迎える施設の急激な増加が見込まれる中、総合的な公共施設のあり方とその管理、運営の方針をどう考えているかということで調査をしたところであります。

そうした中で、種々説明があったわけではありますが、それはほぼ全文をお書きしておりますので、Q&Aの部分で報告をさせていただきたいと思っております。公共施設の統廃合をする中で、目的外使用、あるいは解体したというようなときには、補助金の返還が求められるのが今までの例であるが、そういう問題はどうかということについて、補助金の返金は過去にもある話だ。判断を間違わないようにして進めていかなければならないだろうということ。それから、関連してですが、それぞれの自治体が要望することによって、その補助金返還等について免除をお願いしたいというようなことがあった場合は、そういった全国的な流れをきちんと検討して、誤りのないようにしていきたいという答弁がありました。

次に固定資産税についてであります。この固定資産税については特に問題とした調査にあげた理由というのは、市税の中でもその約半分を占める固定資産税について、住宅用地の特例、大規模物件の住宅用地特例の適用漏れによる課税誤りを受けて、その後の総点検と調査に関する取り組み状況を調査するというものでありまして、先般の議会で、要するに徴収過があったということで、1,120万円の問題について調査をしたところであります。その物件について、まず市民部長からの説明がありまして、これは昭和52年からの誤りであったということが説明されておりまして、でも昭和52年、要するに40年近くさかのぼるわけにはいかないわけでありまして、内規で15年間分はひとつ、利息をつけて返還をしたという説明がありました。

この問題について一斉に調査を、要するに同じような物件があるかないかを調査しているそうではありますが、一定の調査を雪降り前に終わりたいというようなお話がございました。このQ&Aについて若干申し上げますが、他の自治体でも調査をすればこういった事例があるのかということについては、状況としてはそういったことが考えられる。どこの市も紙ベースからパソコンに移る段階での、要するにパソコン以前の段階のものについては、非常にチェックが難しいというようなお話がございました。

次に専決補正という選択をした理由、要するに1,120万円を8月5日に払ったわけでありまして、9月5日が議会初日でありましたので、その一月間の問題についてただしたわけではありますが、それについては条例上からいくと、即決定して、即支払って、さらに利息をとることのないようにやるのが条例どおりだというような形でありました。それについて、要綱で支払いは議決後という形でも可能ではないかという質問をしたわけではありますが、そういううたいこみを条例にすることは可能であろうけれども、そういった規定を盛ることは考えていないということでございました。以上です。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　　C C R Cについてでありますけれども、委員会が行われたのは 10 月 19 日でありまして、今、えきまえ図書館、それから今、大和公民館で公開されている部分、これについては多分余り報告がなかったかと思えます。前々から議会で問題になっている、市が負担すべきリスクの問題であります。これについて、公民館で公開されているものの中で、公民競争 C C R C プロジェクト成功のため、以下の貴市、協力を期待をしますというふうに、3 つの部分が出てきたわけでありまして。こういうものについて、議会では随分前から心配をしていたわけですが、これについての説明が足りなかったようでありまして、実際業者からこういうような話がきた場合に、市はどういう対応をするのだというようなところの質疑も足りなかったということなのではないでしょうか。

○議　　長　　総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長　それについては発表が委員会後でありまして、多分、この間の 27 日だったかと思えます。要するにそれを含めた形の議会に報告、要するに事後報告が主体になっておりまして、今後の問題かというふうに考えているところであります。さっきの答弁の中にもありましたけれども、当初からインフラについては、要するに道路とか下水とか水道、こういったものに関しては、市が負担するということであつた。それに何ら変わりはないと、こういう言い方なのですが、公共施設についてという部分に関しては、C C R C との関係が明らかではないというふうにとっております。そういったのがこれからきちんと報告されるものだというふうにとっています。直接的なそれについての討議、意見交換はありませんでした。以上です。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議　　長　　産業建設委員長・鈴木一君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長　おはようございます。それでは、産業建設委員会、閉会中の調査報告をいたします。調査事項は、1 小規模企業の振興に関する基本条例について、2 南魚沼市水道事業財政計画案について、以上 2 件です。調査の状況、期日は平成 28 年 10 月 18 日、委員の出席状況、委員 7 名全員出席、議長からも出席をいただきました。

調査の内容として、執行部の出席を求め、事務調査を行いました。1 小規模企業の振興に関する基本条例についてです。執行部より説明を受けた後、質疑に入り、報告書記載の質疑がありました。資料につきましては 8、9 ページであります。主な質疑につきまして、教育活動への拡張について、どう条例に盛り込まれるのかという質問に対しまして、当市では項目として記載しない予定だとの答弁がありました。ほかの質疑につきましては記載のとおりであります。

次に2番目、南魚沼市水道事業財政計画案について、執行部より説明を受けた後、質疑に入りました。報告書記載の質疑がありました。記載した質疑が全てであります。資料は10ページから15ページであります。その中で主な質疑として、PFI方式について検討したことがあるかとの問いに対しまして、民設民営、公設民営もある。事業者とは協議しているが、事業費の面で一致する部分がなく、進んでいない。見附市が実施したものを視察予定で、勉強していきたいという回答でありました。以上です。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 水道事業財政計画案についてであります。前々から懸念をしておったのは、現在の浄水施設全てを含めて更新をする金額と、それから新規水源を求めての投資ということ比べたわけですけれども、市長の所信表明の中に若干ありましたが、今現在の浄水場の利用率からみれば、あんなにかいものはいらないわけです。必要な部分としてこの部分だけを、今の浄水場を整備していった場合にこれだけかかる、新規の水源を求めていった場合の事業としてはこれだけかかる。そういう比較についての説明が今回もなかったわけでありまして、議員の中からもそういう声が出なかったというのは、どうなのかと思うのですけれども、そこら辺の説明があったかということについて伺います。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 比較につきましては、多分、記載にあると思いますけれども、6分割したブロック給水のほうが、将来的には負担が少なくなるということでありまして。ただ、地下水の取水に関する条例とリンクしてきますので、地下水の条例次第によっては現行の三国川の水を使わざるを得ないというような説明もありました。以上ですけれども。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1項目目の小規模企業振興に関する基本条例ということでありまして、その中で4ページ、この条例を活用するには、商工会に一任するのではなく、市が積極的に支援していく意志を示すことが必要だ、ということ答弁されているわけでありまして、その中で意見交換や討論の場で現状を知ること、今後どう強みを伸ばすか、という段落があります。その中で意見交換とか、あるいはそういった意向を反映できる場所、この条例自体が多分、担当課でつくったものではないかというふうに思います。そうでなくて、きちんとした組織をつくってやるというふうな、そういった調査というか質問はなかったのでしょうか。

誰がいつこういう意見をどこで聞くのかということが問題になります。もし、そういった答弁がなければ、今後の課題として、この条例が3月に出ると思いますけれども、きちんとした交換する場所を設定するというのが、私は大事なことではないかと思っていますので、ひとつお聞きします。

もう1点は、水道事業について、前者とリンクしますけれども、実態からして、多分、能力の3分の1しか使っていないのです。それが即、そのまま更新したとしたら、120億円かかるという報告ですよ。それ自体はやはりおかしいということ。どういう方法があるかと

いう部分が欠けています。もし、この地下水の問題であると、そこをひとつ、地下水がだめだからそっくり更新するのだという考え方なのか、もう1回お聞きしてみたいというふうに思います。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 小規模企業のほうに関しましては、そういう質疑はありませんでしたが、今後、委員会の参考意見として聞かせていただきます。

水道事業につきましては、現行の方式と6ブロックに分けての方式という比較で質疑をやった。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 このビジョンの見直し自体というのは、いかに経費を節減して、いかに水道料を下げるかというところが、もう絶対に欠かせない、追求しなければならない場所というふうに思います。最終的な、1億円繰り入れたって大して料金が下がらないと、こういう報告であります。私はもうひとつ調査して、お願いしたいからここで言うのですけれども、ただ更新とか、そのメリット、デメリット部分だけでなく、問題は過剰投資した分をどう清算していくかということについての議論が必要であるというふうに思います。そこをどう委員会の中で位置づけているかというあたりを、あったらお聞きしたいというふうに思いますし、これからそうしていかに下げるかという方向を、やはり探るといって調査をしていただきたいというふうに思っています。

○議 長 産業建設委員長

○鈴木産業建設委員長 岡村さんの意見を、今後委員会の参考とさせていただきます。以降反映させていきたいと思っています。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1点だけお伺いしますが、ようやくこの水道事業の広域化、あるいは民間活力の活用といいますか、これがそちらにのってきた、本当に私は歓迎をしております。1点細かい点で確認しておきますが、そうした中で6ページの一番下になりますけれども、質疑の中で、事業費を少しでも削減する必要がある。近々には農集の施設が不要になる。これは前市長も言っていたわけでありましたが、農集の施設をどういう形で水道事業に活用していくと、コスト削減になるのか。ついでですが、ひとつそういう説明がどういう説明だったのか、聞かせてください。

○議 長 産業建設委員長

○鈴木産業建設委員長 農集の施設につきましては、これからはなくなるということですので、そこには電気も施設もあるということで、地下水をくみ上げるには場所としては最適ではないかというような話でありました。よろしいでしょうか。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまで

した。

○議長 社会厚生委員長・腰越晃君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 おはようございます。それでは、社会厚生委員会の調査報告をさせていただきます。調査の状況でございますけれども、期日、10月18日火曜日、委員の出席状況、8名全員出席でございます。議長よりも出席をいただきました。調査事項については3項目、地下水採取の規制について、新ごみ処理施設建設の進捗について。その他として執行部より報告事項として2件報告を受けております。それは可燃ごみ処理施設発電設備タービン故障について、それから保育園整備事業の進捗状況について、以上であります。

調査の内容としましては、執行部、市民生活部長、環境交通課長、廃棄物対策課長の出席を求め、事務調査として行いました。1番目の地下水採取の規制について、市民生活部長からごらんの報告書に書いてあるような説明を受けて、調査を始めました。ポイントは消雪用井戸の新規掘削、既存井戸の掘りかえを含む。これを認めて、総揚水量の規制を行うことに方針を転換する。地盤沈下区域での規制を継続すると、生活や経済活動に重大な支障が生じ、いずれは空洞化が進行して、市街地としての機能が果たせなくなる。総揚水量を規制することで、地盤沈下量を最小限に食い止めることが求められる。来年9月定例会での条例改正を目標に、庁舎内の関係部署から選任した地盤沈下対策研究会で、効果的な節水方法やそれを裏づけるデータ収集について協議していく。

続いて環境交通課長からの説明の要旨でございます。総揚水量の規制とは、地下水位の低下を抑制するという考え方である。そのため地盤沈下区域の消雪用井戸掘削には、80メートル程度の深層部からの取水と、節水のための高感度降雪検知器設置が許可の条件である。また、規制区域を地盤沈下区域とその他区域に分類し、その他区域でも高感度降雪検知器等の設置を義務づける。これらによって沈下量を年間で20ミリ以下、10年間で200ミリという大枠の目標値を設定し、市内全域で節水に取り組む方針である。このほか、高感度降雪検知器の選定、推奨や節水タイマー設置の広報、節水巡視などを行う。公共施設にも高感度降雪検知器や節水タイマーを計画的に設置して節水に努める。国県関係機関にも協力を要請する。以上のような説明がありました。

Q&Aについては3ページ以降に記載されておりますので、ご参考までに読んでおいてください。

2番目、新ごみ処理施設建設の進捗について。この目的は建設候補地に応募した3地区の状況と、選定等の進捗について調査をするということであり、市民生活部長からの概要説明、書いてあるとおりでございます。当市の長表区と雲洞区、湯沢町谷後区の3地区から応募があり、5月から評価・選定作業を進めている。そういう状況であります。

続いて、廃棄物対策課長の説明。候補地選定に時間を要している。近隣自治会への同意交渉、これは手を挙げられた地区の近隣の自治会、近隣区ですね、これへの同意交渉と地域振興策の検討は12月末までとする予定である。その後、1月に選定結果をまとめ、2月に検討

委員会の開催と市町長への報告、3月に議会報告を予定している。議会報告後、3地区へ結果を通知する、こういう予定であるということであります。Q&Aについては記載されている部分を参考までにごらんください。

その他、報告として、まず廃棄物対策課長から可燃ごみ処理施設発電設備タービン故障についての報告がございました。これについては、ちょっと量的に多かったのですが、執行部から提出いただいた資料について、全員に配付させていただきましたので、その内容を読んでください。これについては報告書に記載のとおりでありますが、概要についてここで報告をしておきます。

平成27年11月の定期点検時、可燃ごみ処理施設の発電タービンに割れが確認され、発電停止となった。タービンを再製作し、ことし9月末に取り付けを行い、発電を再開した。主な原因は蒸気中のナトリウム等により、急激に腐食が進んだものと推定。これは事前予測は困難である。損害賠償による補償は困難であると思われることから、調査検討費等の大半と取り付け費用をメーカーである、株式会社川崎技研の負担としました。その負担内容については2ページ記載のとおりであります。南魚沼市の負担については、1億2,700万円で、川崎技研社負担については3,600万円というように費用負担をし、タービン故障については処理をしたという報告がございました。

あともう1点報告がありまして、保育園の整備事業の進捗状況についてということで、今進められております八幡保育園、それから今後入っていきます中保育園、そして現在建築しておりますどろんこ保育園について、予定どおり進捗しているという報告がございました。

以上で社会厚生委員会報告を終わります。

○議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2点お願いいたしますが、2ページの中ほど下段のほうになりますか、地盤沈下量、これについて年間で20ミリメートル以下、10年間で200ミリメートルという大枠の目標値、後段ではこの10年間で200ミリメートルという、この数値、これを雪の降らない年にはこれ以下になるだろうから、貯金という考えにしてというような執行部の説明がありました。

私どもは六日町時代から、最大でも年間20ミリメートル、雪の降らない年はこれは当然現状維持、あるいは若干の沈下でそうすべきと、10年間で200ミリメートルというこういう貯金といいますか、こういうふうな概念は受けてこなかったわけでありますが、これについて委員会の中ではどのような審議が、また執行部からはどのような答弁があったか、説明があったか。まず1点聞かせてください。

それから、このタービン事故のほうの資料7ページにあります。7ページの3番(3)がありますが、ちょっと読ませていただきます。2015年5月8日時点で云々。純水装置前段の活性炭投入口に次亜塩素酸ナトリウムが5ミリリットル毎分と、大量に投入されていたと、こういうふうに書いてあります。この「多量に投入されていた」ということ、これについて

私はやはり疑問に思うわけであります。地下水を滅菌するについては、この次亜塩素酸ナトリウムを使うことは許されているにしても、こういう調査会社から、多量に投入されていたというふうに書いてあるのは、私は少し市のほうの管理にも若干の瑕疵があったのかなというふうに感じましたが、これについての説明はどういうふうになされたでしょうか。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 最初の質問に対する答弁になるか、Q&Aの2つ目のところが参考に説明もあるかと思えますけれども、その貯金という概念は今までなかったということなのですが、特にこの委員会の中で、10年間で200ミリメートルという、そのぐらいのところに抑えていくべきだろうという考え方です。それについて特に、そういう今17番議員がおっしゃったような質疑はありませんでした。

今後の中で、地盤沈下とあと総量規制ということではいくわけですが、その辺のところは今後また委員会の中で参考にさせていただいて、しっかりまたそういうところもチェックしながら、どういう考えなのか、あるいはデータをとって行く中で、その結果の報告を受けながらまた検討していきたいと、そのように考えております。

それから、今ほどの質疑ですが、実はこの項目については報告を受けたのみで、質疑についてはほとんどやっておりません。そういうことなので、今、非常に細かいご指摘を受けたのですが、この内容についてはまた必要であれば委員会のほうで、再度確認して検討していきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点お願いいたします。今のところにもちょっと関連も当然するわけですが、地下水採取の関係です。2ページのところに、これは前々からいわれていることですが、揚水量を規制することで沈下を最小限に食い止めることができることを求められているというふうにあります。理論上、総揚水量を規制すれば、このとおりになるわけですが、抑制ではなくて規制ということは非常に難しいことです。ここで抑制とあえて規制とすることは、規制をするのでしょうけれども、今の答弁の中からは規制についても今後の庁内の考え方、検討の中で進めるということ。この調査自体で、こういうふうに規制をするというふうには執行部のほうで言い切った、委員会の中でそういう話が出た。そういう中での少し具体的な、こんな形の規制を考えているというような、そういうような部分の話というのはあったのか。もしくはこの規制というのは抑制のことなのか、規制なのか。前に戻りますけれども、そこからひとつ、2点お願いします。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 大きなポイントだと思うのですが、説明の中で環境交通課長からの説明の概略を今申し上げました。どういうことかという、要するに、地下水位等を見ながら、揚水量を検討していく。また、その規制については、くみ上げるときのさまざまな降雪検知器、節水タイマー、そうしたものを使いながら揚水量を最小限に抑えて、地下水位の変動を抑えていくという、そういう考え方ではないかというように捉えております。

ちょっと言い過ぎの答弁かもしれませんが。

ただ、あまりにもデータがないので、ことしの冬を見て、もう早急に結論を出して、来年9月からの井戸掘削開始ということで進めていきたいということです。先ほどの市長のほうの所信表明にもあったように、そういう大方針でいっていますので、それのところは今年度の状況をみるということなのですからけれども、また委員会のほうでもしっかりと、もう少し具体的にわかるようにチェックをしていく必要があるかというように感じてはおります。ただ、これは委員全員の考えで委員会は運営していきますので、私の個人の考えとしてこうしますということは言えませんが、そういう状況です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 地下水についてですが、今言われるように、規制あるいは緩和ということが出ましたけれども、市がそういった、今までは掘らせないという規定でしたよね。それが今度は掘らせるということになったときに、どこまで規制がきくかというのは、今言ったように非常に不安があります。問題があります。そうした中で、もし、市がそうやって規制をすることによって、いろいろな問題がこれから出てくる場合は、どういった責任というかがあるのかというあたりの議論があったかどうか。

要するに、今までは掘らせないだけ、今度は掘らせる。それによって弊害がどう出たか。要するにそれは認知してくださいということだと私は思うのです。いかようなことが起きたとしても知りませんよということがないと、なかなか難しい問題になるなという気がするのですが、そういった議論があったかどうかお聞きいたします。市の責任の問題です。

それから次の新ごみ処理施設の応募が4月末で終わって、5月からずっと要項を満たしているかどうかというあたりだと思うのです。あるいは決定するまでのいろいろの所作があるかと思うのですけれども、申し込みは全て許可を得るもの、同意が得られるものという条件で提示しているわけです。そして、それで申し込みをしてもらっているわけだから、そんなに時間がかかるものではないというふうに私は考えるのですけれども、そういった議論というのはなかったとしても、何をでは半年も、7か月もこうしてやっていたらならないのかというあたりをひとつお聞きします。どういう議論があったか。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 最初のご質問ですけれども、今後そういうふうに市の方針として消雪用の井戸掘削が認めていく。それで掘った後どういう弊害が出てくるのかということについては、今後委員会として、あるいは議会としてきちんと見ていかなければならないのは、井戸の管理であるとか、あるいはその使用の条件——今後また具体的に条例や規則で決まってくると思うのですけれども——そういったところと照らし合わせながら、どういう結果が生じてくるのか。それは実際に井戸を掘って活用し始めた以降の問題であろうと思っていますので、まだそこまでの議論は委員会ではしておりませんし、ごらんのようにそこまでのまたQ&Aについても入ってきておりません。そういう状況です。

それから、2番目ですけれども、確かに時間がかかっていると。施設を設置する条件、応

募要項は非常に細かいのが出ていましたよね。それに該当するかどうかというところの、多分、チェックをされているのではないかというように思います。これは推測になりますので、そこら辺のところは具体的にはよくわかりません。ただ、今回の調査の中で言われていたのは、近隣区との調整です。こういった問題がまだ残っているということは報告としてありました。あと、詳細な内容については、市のホームページ等にも掲載されておりますけれども、応募する条件という非常に細かい内容があって、それをやはりしっかり市のほうで検証しているのではないかと、そのように考えております。よろしいでしょうか。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 休憩といたします。再開時刻は11時20分といたします。

(午前11時04分)

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午前11時20分)

○議 長 議員定数調査特別委員長・阿部久夫君の報告を求めます。

議員定数調査特別委員長・阿部久夫君。

○阿部議員定数調査特別委員長 それでは、議員定数調査特別委員会の報告をさせていただきます。今回初めて当選されました3人の議員の皆さん方の前に、早くも議員定数ということでもって、大変恐縮はしておりますけれども、この定数委員会はことしの5月に立ち上げて、中間報告まで4回の会議をさせていただきました。その4回の会議については、私はよくまた会派のほうで聞いていただきたいと思っております。その中間報告を経たのちに、今回10月の委員会におきまして、また再度会議をさせていただきました。この期日は平成28年10月12日、このとき9名の委員であります。都合で2名が欠席ということでございます。議長からも出席をいただきました。その中で9月の中間報告と内容はほとんど同じなのですが、その結果を踏まえて、また委員の皆さん方から再度ご意見を聞いた中で、ほとんど意見としては変わらないと。それを最終的な、今回12月議会において、この委員会は最終の報告をするということで、よく検討していただきたいということでもって委員の皆さん方をお願いいたしました。

その結果であります。やはり9月の中間報告と同じでありまして、委員会では2名削減が多数を占めました。その中で4名の削減という意見と、議員定数を今の現状維持という意見もありましたけれども、結果的に前回と同じ2名削減の意見がその時点では多かったです。その他につきましては、その結果を聞きまして、12月の定例会におきましては有志による議員によって発議をしていただいて、議員定数を何名にするのか、また検討していただきたい。そういうことでこの議員定数調査特別委員会については、この12月定例会を最終報告としたいということで、委員の皆さん方から決定をいただき、了解していただいたところでご

ございます。以上が議員定数調査特別委員会の報告でございます。

○議長 議員定数調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

8番・中沢一博君。

○中沢一博君 特別委員長にお伺いいたします。今、委員長のほうからも中間答申、2人減という、また最終報告のときにもここにあるように、2人減の定数24人が妥当であるという答申が出たわけでありまして。議論が深くされたと思いますけれども、先日の会派代表者会議では、今、委員長もおっしゃったように、最終日に4減という発議が出そうだという状況を感じております。それに関しまして、本当に議論がされていたのだろうかということが、ちょっと私は感じる部分があるわけでありましてけれども、その点委員長として、自分の所見は述べられませんが、どのような議論がされて、今また推移が変わってきているのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長 特別委員長。

○阿部議員定数調査特別委員長 私たちの委員会では、その4名減という意見はありました。そして、現状維持という意見もありました。そのときの調査委員会では、先ほど中沢議員がいわれたような、4名が多いとか、そういう話は一切ありませんでした。ただ、その時点では、今までの中間報告と同じように2名減がいいという意見が多かったということになります。

[何事か叫ぶ者あり]

○議長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 特別委員長にお伺いしますが、回数的には5回やられた中で、私が懸念しているのは、ここでの現状維持とする意見の中で、市民と議会が乖離しないようにという部分です。やはりこの間、全国を見ますと、確実に定数削減したところでは投票率が下がってきているのです。まさにその乖離状態。一つの市町村合併でいうと、旧村から誰も市会議員が出なくなると、投票結果を見るとがっばり投票率が下がるのです。だから、その点での議論をしっかりとやられていると思いますが、その点のちょっと確認ですね。削減するということは結局、市民と議会が遠くなるというあたりの認識を議論されたかどうか、その点を伺います。

○議長 特別委員長。

○阿部議員定数調査特別委員長 この件につきましては、委員に岡村議員が入っております。十分意見を言っていましたし、そういったものを十分に参考にした中で、皆さんの意見を徴しています。田村議員の意見は十分、皆さん方に反映されていますので、心配ありません。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議員定数調査特別委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 ちょっと、阿部委員長、解散という言葉は言ったか……。

○阿部議員定数調査特別委員長 ここで先ほど私が述べましたように、議員定数調査特別委員会については、この定例会でもう終了するというので、ご了解していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。以上で調査特別委員会では終わります。ありがとうございました。

○議 長 ちょっと待ってください。もう1回質疑を受けますので。今のことも含めまして質疑を受けます。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 重要なところですので、確認をさせていただきます。では、委員会としましては、今ほど言いましたように、5回審議をやってきたのだけれども、これといって結論が出せなかったと。それで、中では2人減という意見が多かったのだけれども、結論が出せなかったの、委員会としては結論が出ない状況の報告をして閉じたい。あとはこの定例会の中での発議に委ねるということによろしいのでしょうか。

○議 長 特別委員長。

○阿部議員定数調査特別委員長 佐藤議員の言うとおりでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

大変ご苦労さまでした。

○阿部議員定数調査特別委員長 それでは調査委員長の報告を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議 長 ただいま議員定数調査特別委員長・阿部久夫君の報告にありました特別委員会の解散については報告のとおり、12月12日付で解散することといたします。

○議 長 続きまして、人口減少対策調査特別委員長・若井達男君の報告を求めます。

人口減少対策調査特別委員長・若井達男君。

○若井人口減少対策調査特別委員長 おはようございます。人口減少対策調査特別委員会の報告を行います。この特別委員会は昨年7月3日に設置されました。以後、皆さんに配付のとおり、6回にわたり調査を行ってまいりました。最終的には「南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に関する提言書」ということで集約しまして、南魚沼市まち・ひと・しごと創生推進会議並びに市長のほうに提言を行っております。そういったことで、この調査は全てをもって終了しておりますので、本日をもちまして解散といたします。

○議 長 人口減少対策調査特別委員長の報告は、議長を除く全員が委員でありますので、本報告は解散の報告であり、質疑は省略をいたします。ただいま人口減少対策調査特別委員長・若井達男君の報告にありました特別委員会の解散については、報告のとおり12月12日付で解散することといたします。

○議 長 以上で所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、先に行われました議会運営委

員会で決定されました即決議案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略いたします。また、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び決算に限って行い、その他の案件につきましては市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、先に行われました議会運営委員会
で決定された即決議案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び決算に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

委員会に付託される付議事件につきましては、運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の人に質問の機会を譲るようお願いをいたします。

○議 長 日程第 7、報告第 13 号 常任委員会の選任についてを行います。事務局長に報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、日程第 7、報告第 13 号について報告いたします。敬称を省略させていただきます。総務文教委員会 広田公夫、産業建設委員会 中沢道夫、社会厚生委員会 田中せつ子、以上であります。

○議 長 常任委員会の専任については、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

○議 長 日程第 8、第 21 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号））を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 21 号報告 平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、専決処分といたしましたのでご説明申し上げます。所信表明でも申し上げましたが、地盤沈下対策事業費として、今までの地盤沈下区域内での調査に加え、地盤沈下区域周辺の状況を観測するための機器を設置する工事費として、843 万 3,000 円を計上いたしました。これによりリアルタイムに地下水位を観測し、規制を緩和する条件や、揚水量の抑制方針などを検討したいと考えております。この冬のデータを観測するため、降雪前に設置する必要があることから、専決処分とさせていただきました。

当該歳出増に伴う歳入は、個人市民税の増額見込みにより 850 万円を計上し、歳入歳出の差額を予備費で調整いたしました。以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 850 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 335 億 5,557 万 8,000 円といたしました。詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長　それでは第 21 号報告 一般会計補正予算（第 5 号）につきましてご説明申し上げます。本補正における地盤沈下対策事業費は、地下水利用の制限を定めた「南魚沼市地下水の採取に関する条例」の来年度での改正に向け、冬期における地下水の観測データ等の収集を目的として実施するものであります。

事業の内容につきましては、揚水設備の井戸孔内に水位計を設置して、降雪時の地下水位の変動をリアルタイムで観測し、揚水時における地下水位の影響度合いや、連動具合を比較検証するものであります。

調査地点につきましては、地盤沈下区域を囲むように、地下水の流れの上流部に当たる塩沢六分区公民館裏の 179 号井戸と、下流部に当たる、美佐島、六日町動物病院前の 220 号井戸、また、東西の山麓部となります東泉田市有住宅付近の魚野川寄りの 190 号井戸と、小栗山 2 区集会所付近の 287 号井戸。そして、地盤沈下区域の旧町境界付近にあります、南魚沼市民病院の新設井戸の 5 か所に水位計を設置するものであります。ここで得られたデータをもとに降雪量と地下水位の関係や、水位の連動や影響の範囲等を検証し、条例改正の検討資料としたいものであります。以上で第 21 号報告の説明を終わります。

○議　　長　　質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　この機器設置 5 か所、周辺地域ということでありますけれども、塩沢地域が 6 分区公民館、それから下へ行って美佐島犬猫病院でありますこの 2 か所が、どの程度水位が変動するかということでありますけれども、大学の先生方から提案をいただいた中でも、このデータでありますよね。観測水位データというのをインターネット配信をして水位状況が見える化するという部分も入っていたわけであります。ここの部分がデータとして捉えたとしても、環境交通課だけでこのデータを把握しているというのである、そういう機器の設置でしかないのか。あるいは、今観測している部分についてのインターネット配信、このことまで考えての機器設置ということになっているのか。これは重要なポイントですけれども、お聞きします。

○議　　長　　環境交通課長。

○環境交通課長　先ほどのご質問の件でございますけれども、新年度予算の中で、インターネット配信を考えております。以上です。

○議　　長　　16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　そうすると、この観測井戸の中で、リアルタイムに水位の変動があるとしても、一般的には冬場はぐんぐん下がって行って、夏は戻ってくるという部分です。冬場はどの程度水位が下がって、また戻ってくるのかというところのデータというのは、非常に重要になってくるわけです。冬場はどの程度戻るかということで、この地下水取水の規制をどうするかということに大きく貢献をするわけです。そうすると、この 843 万円、5 か所でありますけれども、そういうデータというのが結局、その井戸のところにも多分水位計があつて、恐らくはそれを見にいかないといけないとだめなのだろうと思うのです。それが実は環境交通課のほう

に全部入ってきて、それを常に見られるという状況にまでのそういうような機器なのかというのをもう1回伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まさにそういうシステムでありまして、今現在、その地盤沈下区域内にあります観測計、5か所ぐらいありますけれども、それもリアルタイムでもって電波で飛んでくるわけです。今、環境交通課の専用のパソコンの中でリアルタイムに、きょうはどのくらい下がったとか、今どのくらい下がっているというのが見られます。その同じ電波で飛ばす機械を、今回5か所追加するということですので、全部それは環境交通課の中でリアルタイムに見ることができる。それを次年度の予算の中でネットの上へのせられるというシステムを開発したいということでありまして。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 井口市長が9月議会で答弁した中でいくと、この地下水層でありますけれども、帯水層は、塩沢地域から流れてくる部分がほぼつながっている。したがって市内全域で考えていかなければだめだという中でやっているわけでありまして、6分区公民館と美佐島の犬猫病院を選んだということは、恐らくこの2か所であれば、塩沢地域から六日町への流れは読めるだろうという判断でされたのだと思います。でも1か所ずつでありますよね。環境課のほうでアンケートをとられたときに、一番観測の部分で、水位の復帰という考えでいくと、駅西の部分、六高周辺、あの辺の地盤沈下が多分大きいだろうと、これはずっと言われてきたわけです。その辺に対する観測の強化が、今回やれるものだというふうに思ったわけです。東泉田、小栗山、市民病院というところでありまして、はてはて、そこだけの追加でよいのかという部分もあるわけです。

そうすると、では新年度予算の中で、今回入れた機器、設置した場所ではない部分についても、さらに細かく水位計を設置して、調査していくのだといったとしても、この冬の部分のデータがそういう細かい、既設の部分がありますけれども、細かい部分がないという中で判断をせざるを得ないというのは、ちょっと解せないという部分があります。もう少しこまめにやるべきではなかったかと思うのでありますけれども、この6分区公民館から美佐島犬猫病院、この2か所をもってして、塩沢から六日町への流れの部分、何とかみようとしていることは、ちょっとデータ取りとしては少なすぎるのではないかと思うのですけれども、現場の担当課のほうではどういう判断をされたのかお聞きします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 おっしゃるとおり、その2点だけでもってどれだけの把握ができるかという点は疑問があらうかと思っておりますけれども、どれだけ入れれば、またどれだけの確証が得られるということもないわけでありまして、我々は緊急的にこの冬しかもうないという中で、専決でもって何とか予算を確保したという中であります。

必要最低限という中での判断をせざるを得なかったということをご理解いただきたいと思っておりますし、地盤沈下区域内の今の観測データでありますけれども、これは教授の先生にも見

ていただいた中で、これだけモニターをとっているところは、ほかの市町村ではないというぐらいの評価をいただいております。これは一般会計の補正の最後のほうで申し上げますけれども、もう1か所、沈下区域内で新設をしました井戸に付随をしまして、大和町でありますけれども——これは専決ではありません、予備費の充用でありますけれども——工期的な問題で予備費を使わざるを得ませんでした、もう1か所追加をいたします。これは特異点として、かなり地盤が高く50メートルぐらいで地盤に当たってしまったというところでありまして、非常に水量的にはあると。こういう場所がここでなぜ出なのか非常に疑問に思うところがありまして、そこにもう1か所追加をするという考えであります。何十点もあればあっただけデータはいっぱいとれるわけでありまして、この冬、これからすぐにもうやらなければならないという中での判断であったということをご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1点だけ、関連でお願いしたいのですが、こうして基礎調査、これは一番大事なことです、本当に力を入れてやってほしい。もう1個心配なのは、ダメージ調査であります。差し当たって考えられるのは下水管であります。私が入手している下水管のダメージ調査の実態報告は、南北にふせられている本管、それで過去40年間地盤沈下の度合いも20センチ程度であると。私が欲しいのは、やはり六日町中学校を中心とした同心円状の最大1メートルに達するような、ああいう区域のダメージというのがちょっと自分の要求した中では出てきていないということでありまして、その辺のこともしっかり調査した中で進めてもらいたいと思っております。今後のそういう調査への取り組みといいますかがあったら聞かせてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今、その六中中心の東西ですね、東西関係の下水管の調査ということでありますけれども、これも1点そのデータは出ておまして、ごらんいただけるかと思うのですが、自然勾配そのもの、地形の段丘的な高低差がかなり強いわけです。それがかなり地盤沈下の影響をカバーしているのではないかとということで、逆流現象というデータは出ておりません。六中中心にしたところであっても、かなり1メートル近く沈下をしている場所があるわけですが、地形そのものもやはりきつい勾配を持っておりますので、下水管そのものは今のところ逆勾配になるようなダメージは受けていないという報告は受けております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 5台設置して840万円ということなので、どういう機械か、性能的にどういふものかわからないので質問をするのですけれども。うちの自宅のあたりでも、どこでも多分そうだと思うのですけれども、冬場、水を使えば水位なんてどこでも下がるわけです。その水位が下がったことを見て、来年度の地盤沈下対策の揚水量の抑制なり規制なりの参考にしたい、資料としたいということなのですが、非常にデータの分析というのが難しいの

ではないかと、私は個人的に、素人ながら気がするのです。機械を設置すること、データを集めるには全然異論はないわけなのですけれども、それを本当に今後の地盤沈下対策に活用といいますか、データを生かせるような分析の仕方みたいなものを考えているのか。どういうふうにするのかということ参考までに聞かせていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それが最大の課題であります。データをとっただけでは何もならないわけでありすけれども、1つにはやはり地下水の経過の連動性ですね。これは降雪時みんな一斉にくみ上げるわけですので、みんなこの井戸も下がります。下がる度合いであります。どこまでいって、どこまで下がるのか。下がる度合いと、それが復旧するときの速さ、その水流的などちの向きに流れているかということまでは、ちょっとわからないのでしょうけれども、その関係性によって、例えば塩沢の回復がどれだけ早いか。それに伴って塩沢がどれだけくみ上げれば、六日町のほうにどれだけ影響が出るかというような関係性についても調べたいと思っております。そういうことが分析をできるように、これも専門業者に委託、あるいはまた大学教授等に質問がけをするというようなことも含めまして考えております。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 まず関連というか、皆さんと同じように。それこそ所信とかにはちょっと書いてなかったのですけれども、一応公約では来年9月に条例改正というのがあったわけですが、そのつもりできちんと動くのかについて聞いてみたい。

あとすいません、歳入ですけれども、現年課税分850万円、これはなかなかいいあがりがあるということです。ただ、私が疑問なのが、111号議案にはこれと同じような、例えば個人市民税現年課税分というのがもっていないわけです。この部分だけ出したというの、どういふのかなという思いは私はあるのです。数字的にいえば、1,000万あるのだったら、ここで850万使ったけど、150万ここで出さないというの筋ではないかという思いもあります。そこはどうなのですか。私はここを聞いてみたいです。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず1点目の9月の改正の目途でありますけれども、一生懸命頑張るといふしかございません。一応9月定例会で市長が申し上げたとおり、来年9月ということをも明言いたしましたので、非常にタイトなスケジュールであります。この冬でもってデータをとって、それをまとめて一定の原案をつかった上で、市民への説明等も含めて9月でありますので、非常にタイトなスケジュールでありますけれども、何とかそれは可能な限り追求をしていきたいと思っております。

それから、歳入部分の市税の増加分でありますけれども、これも今現在、予算に対して調定が伸びている部分、それとこのままの収納率でいくと、大体どのくらいになるかという推計を含めて、800万円ぐらいは何とかみられるでしょうという数字でのせさせてもらったわけでありす。ほかに特定財源がありませんので、できれば基金を崩さないで何とかしたいということでありましたので、税収が何とか見込める部分について見込んだわけでありす。

では、それを全部この12月議会でもって、ほかの税収をさらがって、幾ら増える、減るといふのを全部ここではき出すのかと、補正の段階ではき出すのかという、これはできれば3月の最終でさせていただきたい、あるいは決算上でもってご説明申し上げたいというふうにご考えております。とりあえずこの財源800万円をどこに求めるかという財政当局との交渉の中で、市税が見込めるであろうということで見込ませていただいたものであります。ご理解いただきたい。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 これも関連ですが、この5地点。地下水の連動調査を含めた5地点があるわけですが、それなりのこの地点については理由があつて、そこを決定したというふうに思うわけです。私なんかはちょっと心配な点は、美佐島犬猫病院のあそこ一体は、昔は陣場っ原といったのです。陣地の陣に、陣場っ原といった。そして今のおんたけ街道という、昔ながらの地名を出しますと、それを左右に今のところは美佐島陣場、あの道路を挟んだ北側が川窪陣場、そしてこれは何万年かかかってきた、西山から全部せり出してきているのです。そして魚野川を東へ東へと押して、これ以上もういかないぞというところが今の魚野川であつて、そして今度この上流には、平手川と近尾川が、一緒になって平手近尾になっております。ハローワークの脇。これも今と全く同じ現象で、君帰、北沢そういったところから押し出して、押し出してきて、銭淵がもうこれ以上いかないということで、あそこに淵ができ上がった。はたして、そういうところがこの前段で、美佐島の陣場のその前段の平手近尾で分断され、そしてその次にまた新たな庄之又川の、私はその水域だというふうにご考えているのです。

調査した結果、何も出ないでのあればいいのですけれども、しかし、その出ない理由というものをきちんと把握しておかなくてはならないと思うのですが、地下水位の連動性をとるときに、そういったことはお考えになりましたか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 そこまで詳しい陣場っ原という言葉も私は初めて聞いたのですけれども、我々が考えましたのは、一番大きな水源であります魚野川の伏流ですね。魚野川の水が塩沢から六日町、それから美佐島の方面に向かって、どの程度の影響度をもって、この地域の地下水源を形成しているか。その観点から上流域、それから下流域と2点、新たに井戸を掘るということはこの場ではちょっと難しいですので、今ある井戸を活用して、そこに突っ込むという考えの中で選定をさせてもらったわけでありまして。

今、お聞きしますと、なかなか余りいい場所ではないようなお話でありますけれども、美佐島区域についても、全くその沈下——何ミリではありますけれども、沈下がみられないわけではない。今後の影響度も含めまして、そこの点の観測も行いたいということで選定をしたわけでありまして。ご理解をいただきたい。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 部長のほうから今後の対応については、十分検討していただきたいのです

が、これも事例が1つあるのです。五六水害が昭和56年に出了。それによって、激甚災害の指定を受けて、魚野川が今の魚野川に改修された。そのことによって魚野川の水位が下がった。床版が下がる。そのために美佐島地域の集落の中に、これは井戸が何本もかれたのです。これが今私が言った平手川と近尾川がこの町中を走っていたのです。それを1本にまとめて平手近尾と、今のハローワークの脇に出ています。そして、その、やはり下流の、今の庄之又川と平手近尾川の真ん中が美佐島集落の旧集落なのです。今は全部つながって、八幡までつながっていますけども、そのときに実際は河床版が下がったことによって、これは井戸がかれているのです。そういうふうになったとき、やはりこの水脈として考えたときには、西山からのせり出しの中に伏流水として入っているものだと、私はそのように考えております。その辺もひとつ、この水系、水流、そういったものをやはり考慮しておかなければいけないのではないかと思います、いかがですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 大変貴重なご意見として、今後検討させていただきたいと思ひます。沈下区域内の断面図についてはかなり詳細な、想像図ですけれども、分析図がでておりますけれども、周辺につきましては余りないわけであります。そこら辺も含めまして、観測データを見ながら地下構造についても検討させていただきたいと思ひております。ありがとうございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 9月の市長のお話では市内全域という、規制がかかるだろうといういい方をされているのですが、ということは大和地域にもそういった揚水制限がかかるというふうに私はとっていたのです。けれども、今の観測データは、ほんの六日町盆地周辺ということですよ。それで全てを網羅しようという考え方なのかどうか、その点をお聞きしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今現在、特にその条例改正で必要になるのは、沈下区域の規制の解除であります。これを解除できるかどうか。あるいはどの範囲において、もう1回その線引きも考え直さなければならぬ。それは周辺区域と今の地盤沈下区域との影響度、関係性をもうちょっと明らかにしないと、我々も根拠的なものが見つめないということで、この地域周辺の観測を強化するという補正を組んだわけであります。

全域での節水ということは、これは大目標でありまして、それぞれ地下水には限界がある。資源としてやはり共同で有効に使っていかねばならないという観点での節水は、皆さんで努めましようという観点であります。これについても将来的な話ではありますけれども、いろいろな地点での観測は必要になってくるだろうと思ひます。大和地域でも、病院周辺では非常に大きな施設が建っておりまして、揚水量も急激に増えております。それらの影響度等も今後の課題としてはやはり見ていかねばならない。ただ、この条例改正についての緊急——とりあえず今、この冬でもってやらねばならない仕事としては、この周辺区域

5か所ということで補正をさせていただいたと、このようにご理解いただきたい。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ということは、条例改正は六日町地盤沈下地域という考え方で、市内全域の規制はその後の問題というふうに解釈していいですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 市内全域について規制というところまでいけるかどうかというのは今後の検討課題であります。例えば、何メートル以下でなければならないとか、そういう具体的な規制がもれるかどうかということについては、まだ検討途中であります。ただ、少なくとも言えますのは、節水に努めていただきたいと。有効手段としては降雪感知器がありますよと、インターバル散水もありますよと、いろいろな機器が今——お金を出していただく必要があるのですけれども、補助制度も含めまして、そういう機器を使って、総体でもって揚水量を削減していきましょと、こういう条例の考え方、これはいえるのではないかと。具体的にでは大和にどういう規制をかけるかということについては、まだ具体的な検討はしていません。今現在は、この六日町の地盤沈下区域をどうするか。規制緩和という具体的な内容、あるいはその対策についての検討ということで考えております。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 今、「見える化」という言葉で、皆さんが、市民が、即時に見えるシステムになるのでしょうか。まず、それが1点ですね。「見える化」という言葉が出ましたけれども、その見える化というのは、インターネットで、市民がリアルで24時間見えるシステムを構築するといわれているのでしょうか。もし、それを構築するとするならば、既に地盤沈下、降雪量のシステムがどこかで稼働されていて、その稼働されたメーカー、あるいはソフト会社が開発するのか。あるいはその機器の測定値を、データを南魚沼市の電算課の方ですか、そういう方がプログラム開発して、システムとして提供するのか。24時間リアルでそれを配信するとするならば、その24時間のリアルタイムの障害に対する対策はどうしているのか等、さまざまな問題が出てくるのですけれども、それはどのように検討されて予算化されるのでしょうか。その点をお聞きしたいと思えます。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 今ほどの広田議員のご質問にお答えいたしますが、インターネットの配信関係につきましても、近隣市のほうでも同様なことでインターネットの配信をしているという実例がございますので、そのシステムを参考にしながら、インターネット配信に向けて見える化を行っていききたいということでございます。

あと、情報のほうの対策ということでございますけれども、当然セキュリティ等の関係がございますので、情報管理室等を含めた中で、情報が漏れないようにといたしますか、厳守していききたいということで考えております。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 インターネットで配信するという技術はもう当たり前のようになっていま

すから、あえて聞きませんが、私が言いたいのは、こういうような災害に絡むシステムですね。下手に市民が見て、誤解を受けて、積雪量が多いから何々とか、いろいろなことが予想されます。今、私が使っている家の積雪を予防して何か消雪をするような機器でも、大変な誤差が発生しているわけです。その辺の精度が、どういうふうに検証されて、じかに南魚沼市の担当の方がそのシステムに精通しているのかどうかが大変重要であって、ただ単にメーカーが提供したものを、これで動きます、というようなことをやると、今まで私が参加してきた開発ではほとんど失敗しております。

私は 30 数年前に水防警報システムという、雨量と水位を測定するシステムをある県から受注しました。県の方から 4,000 万でつくれと言われて、実際いろいろ調べたら 1 億円以上かかるようなシステムでした。ですから、そういうことを本当に精査できる方がこういうシステムを検討されてやっているのかどうかお聞きしたいです。以上です。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 今ほどの件でございますけれども、そういうところを含めながら、今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 21 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 21 号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。会議の再開は 1 時 20 分といたします。

〔午前 12 時 05 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 20 分〕

○議 長 日程第 9、第 133 号議案 南魚沼市副市長の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 133 号議案 南魚沼市副市長の選任について、提案理由を申し上げます。

このたび南魚沼市副市長としてご尽力いただいております岡村聡さんが、平成 28 年 12 月 21 日で任期満了となりますので、再度選任したく、地方自治法第 162 条の規定に基づきます議会のご同意をお願いしたいものであります。

岡村さんの経歴につきましては、資料のとおりであります。各位ご承知のとおり、豊かな行政経験とともに、その行政運営についての見識はまことに高く、副市長として最良の方であると考えるところであります。

なお、任期につきましては、同法第 163 条の規定によりまして、平成 28 年 12 月 22 日から平成 32 年 12 月 21 日までの 4 年間です。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。

第 133 号議案 南魚沼市副市長の選任について、本案の採決は無記名投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名でございます。

○議 長 次に、立会人を指名いたします。会議規則第 74 条において準用する当規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に議席番号 8 番・中沢一博君及び議席番号 9 番・勝又貞夫君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙をお配りいたします。

〔投票用紙配付〕

○議 長 念のため申し上げます。投票用紙に、本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、会議規則第 73 条第 2 項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない場合は否とみなします。

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕〔何事か叫ぶ者あり〕

では、名前は消してもらっていいですか。線を引いて消してもらって、それで結構ですので、よろしいでしょうか。

○議 長 配付漏れはないでしょうか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番から順番に投票をお願いいたします。

〔「立会人がいないとまずいと思います」と叫ぶ者あり〕

開票のときにしますからよろしいですか。続けてください。

〔投票〕

○議 長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終わります。

○議 長 開票を行います。中沢一博君及び勝又貞夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔「議長はしないのですか」と叫ぶ者あり〕

議長はしません。

〔「採決です」と叫ぶ者あり〕

〔中沢一博君及び勝又貞夫君立ち会いの上、開票〕

○議 長 投票の結果を報告します。

投票総数 25 票、有効投票 25 票、無効投票ゼロです。有効投票のうち、賛成 25 票、反対ゼロ票、以上のおり賛成全員でございます。よって、第 133 号議案は原案のおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 議場の閉鎖を説きます。

〔議場閉鎖〕

○議 長 日程第 10、第 134 号議案 南魚沼市教育長の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 134 号議案 南魚沼市教育長の任命について提案理由を申し上げます。平成 24 年 12 月から南魚沼市教育長としてお務めいただいております南雲権治さんが、平成 28 年 12 月 24 日で任期満了となりますので、再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会のご同意をお願いしたいものであります。

南雲さんの経歴につきましては資料のおりであります。各位ご承知のおり、豊かな行政経験と円満な人格を持ち、教育行政に対する見識も高く、教育長として最適の方であると考えるところであります。

なお、任期につきましては、同法第5条の規定によりまして、平成28年12月28日から平成31年12月24日までの3年間です。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。

第134号議案 南魚沼市教育長の任命について、本案の採決は無記名投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。

○議 長 次に、立会人を指名します。会議規則第74条において準用する同規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号10番・桑原圭美君及び議席番号11番・笛木晶君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議 長 念のため申し上げます。投票用紙に、本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○議 長 異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議 長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○議 長 開票を行います。桑原圭美君及び笛木晶君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔桑原圭美君及び笛木晶君立ち会いの上、開票〕

○議 長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 25 票、有効投票 25 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成 25 票、反対ゼロ票、以上のおおりの賛成全員でございます。よって、第 134 号議案は原案のおおりの同意することに決定をいたしました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議 長 日程第 11、第 135 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 135 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。平成 24 年 12 月から南魚沼市教育委員会委員としてお務めいただいております島田裕子さんが、平成 28 年 12 月 24 日で任期満了となり退任されることとなりました。この間、豊かなご見識により教育委員として多大なご尽力をいただきました。

後任として川島亜紀子さんを南魚沼市教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づきます、議会のご同意をお願いしたいものであります。

川島さんの経歴につきましては資料のおおりでありますが、各位ご承知のおおりの、各種の子育て支援活動でご活躍され、市の審議会委員等も務められるなど、行政に関する経験もおありです。円満な人格と高い見識は広く知られており、市の教育行政をお任せするのに最適の方であると考えております。

なお、任期につきましては、同法第 5 条の規定によりまして、平成 28 年 12 月 25 日から平成 32 年 12 月 24 日までの 4 年間です。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。

最初に第 135 号議案、南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案の採決は無記名投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名でございます。

○議 長 次に、立会人を指名いたします。会議規則第 74 条において準用する同規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に議席番号 12 番・鈴木一君及び 13 番・塩谷寿雄君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙をお配りいたします。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 議運で決定していますし、全部です。

〔投票用紙配付〕

○議 長 念のため申し上げます。投票用紙に、本案に賛成の方賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、会議規則第 73 条第 2 項の規定により賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号 1 番から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○議 長 開票を行います。鈴木一君及び塩谷寿雄君の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔鈴木一君及び塩谷寿雄君立ち会いの上、開票〕

○議 長 投票の結果を報告します。

投票総数 25 票、有効投票 24 票、無効投票 1 票。有効投票のうち賛成が 23 票、反対 1 票。以上のとおり賛成多数でありますので、第 135 号議案は原案のとおり同意することに決定を

いたしました。

○議長 長 日程第 12、第 136 号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長 長 第 136 号議案 南魚沼市監査委員の選任について提案理由を申し上げます。
識見を有する者から選任する監査委員として、平成 24 年 12 月からお務めをいただきました
河野和男さんが、平成 28 年 12 月 21 日で任期満了となり退任されます。この間、豊かなご見
識により監査委員として多大なご尽力をいただきました。ありがとうございます。

後任として小林勝巳さんを南魚沼市監査委員として選任したく、地方自治法第 196 条第 1
項の規定に基づきます、議会のご同意をお願いしたいものであります。

小林さんの経歴につきましては資料のとおりであります。各位ご承知のとおり、財務管
理や経営管理など金融機関での豊かな業務経験をお持ちの方であり、人格、識見ともに申し
分なく、監査委員をお任せするに最適な方であると考えているところであります。

なお、任期につきましては、同法第 197 条の規定によりまして、平成 28 年 12 月 22 日から
平成 32 年 12 月 21 日までの 4 年間であります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう
お願い申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 人事案件の最初に申し上げればよかったかもわかりませんが、これが最初
ですのでお伺いします。議運の席では、新市長が挨拶の中で、人事の再任は話がありました。
しかし、新規の方々については説明がなかったかと思えます。川島さんの場合はあったかも
わかりませんが。それで、こういった人事案件について、先ほども賛否が分かれていますけ
れども、当日配付はいかなものかと私は思ったのです。その説明がきょうきちんとあるか
と思ったら、それが無いということでもありますので、やはり投票してまで決めなければなら
ない厳格なこととするならば、いま少しきちんとした説明があつていいのではないかと。当日
配付の件とひとつ両方お伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 長 今ほどの件につきましてですが、議会運営委員会の席でという議員のお話
ですが、その委員会の中で言ったわけではなくて、冒頭の始まる前の段階で述べさせていた
だいたものだと思っておりますので、認識違いのないようお願いしたいと思います。ご指
摘の点はわかることもあります。なかなか選任、なつていただけるかどうかにつきましては、
ちょっと時間かかるところもあつて、このような結果となつておりますのでご了承
いただきたいと思います。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございません……（「18 番」と叫ぶ者あり）

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今回の議案については、議運が 12 月 2 日でありました。今回は十日前、大

体1週間ではなくて10日以上、早めに議案は配るものだという申し合わせがあったわけであり、そうした中で今回はそれぞれがきちんと準備できたものと私は思っていますけれども、この議案について当日でなければ配付できないという、それもあるかも知れませんが、何らかの形で準備でき次第という形をとるべきではなかったかと思えます。

あらわされてもわからないですよ。示された人のただ経歴を教えてください、我々議員としても判断するとしたならば、準備もしなければならぬこともあるかも知れません。そういうことですので、当然任期はわかっていたわけであり、ですから、それに目掛けてそれは市長選の絡みもあろうかとは思いますが、やはりこれはきちんと表明しておいていただきたいというふうに思っています。

○議 長 市長。

○市 長 ご指摘のところはよくわかりました。このたびはもっと早くということであったと思えます。この点につきましてはお詫びを申し上げたいと思えますが、以後なるべくこういうことにつきましては、早め早めの対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。

第136号議案 監査委員の選任について、本案の採決は無記名投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。

○議 長 次に、立会人を指名します。会議規則第74条において準用する同規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号14番・清塚武敏君及び議席番号15番・小澤実君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙をお配りいたします。

〔投票用紙配付〕

○議 長 念のため申し上げます。投票用紙に、本案に賛成の方賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議 長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

○議 長 開票を行います。清塚武敏君及び小澤実君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔清塚武敏君及び小澤実君立ち会いの上、開票〕

○議 長 投票の結果を報告いたします。

投票総数25票、有効投票24票、無効投票1票です。有効投票のうち賛成23票、反対1票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、第136号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議 長 ここで、副市長及び教育長から発言を求められておりますので、これを許します。最初に副市長、登壇を願います。

副市長。

○副市長 先ほどは全会一致でご同意をいただきまして、まことにありがとうございました。4年を振り返りますと、何一つ人に誇れる成果もなかったというように反省しております。今、市歌にあるように「時代新たに」であります。もちろん、浅学菲才ではありますが、市長と一生懸命努力をして市のために頑張っていきたいと思っておりますので、議員各位のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議 長 次に、教育長、登壇願います。

教育長。

○教育長 今ほどは議員全員の皆さんのご同意をありがとうございました。教育委員会制度が歴史的な大改革ということで、平成27年度4月1日からなされました。それは責任体制の明確化という目的のもとに、大きく2つ改正がなされました。その1つは、市長が総合教育会議を主催し、教育委員会と協議すると、この体制ができたことが1点でございます。2点目は、新教育長体制ということで、今まで教育委員長という職がありましたが、その権

限を一本化し新教育長に権限が集中というか一本化されました。市長との関係で、今までの任期が4年を3年というところも大きな改革であります。この大きな変革の中でこの重責を背負わせていただき感謝申し上げ、一生懸命やることをお誓い申し上げてご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議 長 日程第13、第117号議案から日程第24、第129号議案の付議事件につきましては、12月2日の議会運営委員会において、委員会付託とすることに決定しております。運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようお願いをいたします。

○議 長 日程第13、第117号議案 南魚沼市職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第117号議案 南魚沼市職員の降給に関する条例の制定についてご説明申し上げます。平成26年の地方公務員法の改正において、「降任」が明文化されたことにより「降給」が定義づけられ、職員の降給に係る人事院規則が制定されました。

本案は人事評価の活用が明確に規定されたことに伴い、現在の市の分限条例で規定されている降任・免職・休職に加え、人事考課等の指導・育成の取り組みにもかかわらず、業績不良が改善されない職員へ、改善意欲を促すための対応として新たに制定するものであります。

条例の内容につきましては、第1条に目的を、第2条に降給の種類として降格と降号を定めております。第3条、第4条は、降格及び降号の事由についての規定であります。職員の能力評価または業績評価の結果が最下位の段階である場合、その他勤務の状況を示す事実に基づき、勤務成績、勤務実績がよくないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務状態が改善されず、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であるとき、または心身の故障があると診断され、そのため職務の遂行に支障があることが明らかな場合等に、降格または降号するものとしております。

第5条は通知書の交付、第6条は受診命令に従う義務、第7条は規則への委任を定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年1月1日から施行する souhaitable ものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点確認したいのですけれども。これは公務員法、まず自治法の関係での条例化ですので、条例化自体は問題ないのですけれども、ただ1点確認したいのは、こういうふうになった場合、救済措置といいますか、自治法では多分不服申し立てみたいなのがあ

るのでしょうけれども、そういうところによるのか。条例の中でそういう救済措置的なことは条例整備しておかなくてもいいのか、というところだけちょっと確認をさせていただきたい。

○議 長 総務課長。

○総務課長 実際そういうふうに職員になって降給、降号になった場合ですけれども、弁明の措置をつくるというような、これは人事院のほうの規則にあるのですが、それをベースとしまして、規則委任ということになろうかと思えます。具体的には、事前に何度かの注意とか上司の指導もろもろあるのですが、それによって改善がされない場合、その職員を降給、降号しますよということで事前の通知のようなものを出します。その後、弁明の措置としまして、警告書を出して弁明の措置ということになろうかと思えます。

私どもの市においては、人事考課の関係で評価委員会が置いてございます。その中でその内容について実際降給するべきかというところを、諮るということになろうかと思えます。議員がおっしゃったとおり、まだ条例はこれから制定していただくところですが、運用につきましては、人事考課——この後に出ます議案の中での人事考課の制度を充実させた後、こういった職員がいた場合に、降号、降給を運用していくという形で、まだ規則についての準則も出されてはおりませんが、今ほど言いました、人事院の規則運用そういったものがベースになろうかというふうに考えております。以上です。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 2点お伺いいたします。3条の(1)のア、職員の能力評価または業績評価の確認者による確認を行われた全体評語が最下位の段階である場合という文言があります。公務員というのはあくまでも市民全体の奉仕者というのはもう言うまでもありませんが、民間の労働者の関係で言うと、売り上げだとかそういう形で評価されるわけでありまして。どういったときにこういう人は最高位になるという判断ですね。その辺の具体的な事例、わかりやすい事例をぜひ示してもらいたいと、これが1点目です。

それと2つ目は裏面の第3条のイの任命権者が指定する医師2名によって心身の故障が…

…。

○議 長 大綱質疑ですので、細かいところはあれしてください。

○田村眞一君 わかりました。この部分ですけれども、やむなく精神疾患になった方が早く回復したいと。能力がありながらそういう方がやる気を——病気になった場合に、こういう条例が出た場合に非常に意欲をそぐというか、モチベーションが下がるというのが非常に心配されるのですけれども、そういう懸念はお持ちかどうか。2点お伺いします。

○議 長 総務課長。簡潔にお願いします。

○総務課長 1点目の具体的にという評価の内容になるかと思えますが、私どもの市におきましては、人事考課の中に、人事考課制度のいわゆるマニュアルというものがございまして、その中で能力による評価というのと、業績による評価それぞれ細かに、例えばスピード力とか正確力とかもろもろ、それがなされているのかどうかという細々としたものがありま

して、それを第1次評価者、第2次評価者——第1次評価者というのは課長、第2次評価者は部長というふうにそれを評価しているということで、ちょっとこの場では細かなことは申し上げられませんが、そういったような内容が具体的にっております。

年間を通じて、これはあくまでも給料を下ろすとか落とすとか、そういうことが目的ではなくて、人材育成の一面だと捉えていただければよろしいかと思えます。ですから、年間において評価者との面談ですね。管理職、課長などとの面談が何回か行われた後、最終的な評価ということになっていきます。その評価によりまして、最下位1の評価が出た場合に、その後いろいろの指導を伴ってもなお改善ができない場合、そういった場合に今回の制定される条例の運用に向かうということになります。

意欲をそぐ云々と、これは先ほど提案理由で部長が申しあげましたように、あくまでも業績不良が改善されない職員への改善意欲を促すということでありまして、最近職員の中でメンタルヘルス、精神疾患によっての方も若干いるかと思えますが、そういった方々の意欲をそぐという意識ではございません。それによっての運用をしようというのではなく、通常の業務の中で、簡単に言いますとやる気がないといいですかそういった職員への奮起を促すということが一番の目的でありますので、議員がおっしゃったような心配は余り考えてはおりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第117号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第14、第118号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第118号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は8月8日の人事院による給与改定に関する勧告と、地方公務員法の改正に基づき、職員の給料表、人事考課結果による昇給への反映等、所要の改定を行うため、条例の一部改正をお願いするものであります。

本年の人事院勧告のポイントは、昨年に引き続き、月例給、期末・勤勉手当ともに引き上げる内容であります。人事院におきましては、従業員50人以上のおよそ1万1,700事業所、約49万人の個別給与を調査した結果、本年4月分の月例給で0.17%、708円、期末勤勉手当の支給月数で0.12月民間が上回っていることから、俸給表及び勤勉手当の支給率を改定するものであります。

改定の主な内容といたしまして、月例給では平均0.2%程度の引き上げで、勤勉手当で支給月数を一般職員で0.1月分引き上げるものであります。なお、月例給の引き上げにおいては、若年層に主体を置き、初任給を1,500円引き上げ、若年層も同程度の引き上げとし、そ

の他は 400 円の引き上げを基本に改定しているものであります。

扶養手当の見直しにつきましては、人事院勧告に合わせて、配偶者に係る扶養手当の額を、他の扶養親族と同額まで減額し、子に係る手当額は引き上げを行うもので、平成 29 年 4 月からの段階実施とするものであります。

昇給抑制については、55 歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととする改正を行います。国は平成 26 年から実施しており、県は平成 29 年から実施することとしております。

1 ページ、第 1 条は、一般職の月例給の引き上げに係る南魚沼市職員の給与に関する条例、別表第 1 の改正規定であります。このたびの改正は若年層に重点を置いた引き上げとなっております。

新旧対照表 29 ページをごらんください。(1) 行政職給料表 (1) では、1 級の初任給を 1,500 円引き上げ、1 級、2 級の若年層につきましても同程度の引き上げとし、中堅層につきましても、1,100 円から 400 円ということで、その他は 400 円の引き上げを基本に改定しております。

初任給につきましては、その基準を国に準じて規則で定めており、行政職給料表 (1) の適用職員では、職務の級、1 級 5 号給が一般行政職高卒程度試験採用者で、同じく 1 級 15 号給が短大卒程度試験採用者、次の 30 ページ、1 級 25 号給が大卒程度試験採用者の初任給として定められております。この欄の新旧を比較していただきますと、1,500 円の引き上げ改定となっております。

33 ページ、(2) 行政職給料表 (2) は技能職員で、1,500 円から 400 円の引き上げとなっております。37 ページ、(3) 公安職給料表は、消防士で 1,700 円から 400 円の引き上げであります。42 ページ、(4) 医療職給料表 (1) は、医師及び歯科医師ですが、独自の給料表のため、改定はありません。同じく (5) 医療職給料表 (2) は、各種技師、療法士、訓練士、栄養士などで 1,500 円から 400 円を、46 ページ、(6) 医療職給料表 (3) は、主に看護師であります。1,700 円から 400 円を引き上げる改正としております。

施行期日につきましては、26 ページの附則の第 1 項で公布の日から施行としてありますが、平成 28 年 4 月 1 日からの適用としたいものであります。

51 ページ下の表、第 2 条関係は次のページ、52 ページ、第 16 条の 8、第 2 項で一般職の勤勉手当を引き上げるもので、第 1 号では再任用以外の職員について、支給率を現行から 100 分の 10 を、第 2 号では再任用職員を 100 分の 5 引き上げる改定であります。

附則の第 32 項は、55 歳を超える職員の減額率を引き上げるものであります。

施行期日につきましては、26 ページ、附則の第 1 項で公布の日からの施行とし、平成 28 年 12 月 1 日からの適用としたいものであります。

52 ページ下の表、第 3 条関係は、最初に扶養手当に関する改定であります。中ほど第 8 条第 3 項で、配偶者に係る扶養手当の額を 1 万 3,000 円から 6,500 円に、子に係る扶養手当の額を 6,500 円から 1 万円に、配偶者がいない場合の父母等の親族に係る扶養手当の額を 1 万

1,000円から6,500円に改定するものであります。また、26ページ、附則第3項により、平成29年度は段階措置をとることとするものであります。

55ページ中ほど、第16条の8、第2項は第3条の後段部分になりますが、平成29年以降の勤勉手当の支給について、引き上げ分を6月期と12月期に割り振るため、第2条で改定した率を減ずるものであります。一番下の行、附則第32項についても同様に、55歳を超える職員の減額率も割り振るものであります。

そのほかの条項につきましては、区分や表現、文言等を改めるものであります。

施行期日につきましては、26ページ附則の第1項で、平成29年4月1日からの施行としたいものであります。

56ページ、第4条関係は、地方公務員の給与制度の総合的見直しと、人事考課制度改正に関する給与改定によるものであります。給与条例第4条第4項、前段は昇給の参考とする人事考課について、どの時点の勤務成績を使用するのかを規定しており、同項後段は評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に懲戒処分を受けた場合、その他規則で定める事由に該当したときは、それらを考慮して昇給を決定するとするものであります。

次の第5項では55歳以下の職員の標準の勤務成績による昇給を4号級とする規定であります。

次の第6項は、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では2号級の昇給としていたところ、標準の勤務成績以下では昇給させず、特に良好な勤務成績以上の場合に限り、昇給をさせる改定を行うものであります。

57ページの給与条例第16条の8は、勤勉手当について6月1日及び12月1日の基準日以前における直近の人事評価の結果を反映させる規定であります。

施行期日につきましては、26ページ附則の第1項で公布の日から施行する、としておりますが、28ページ附則第4項で、平成29年1月1日昇給の経過措置を定めております。

以上で第118号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか……（何事か叫ぶ者あり）総文ですから、控えてください。ほかにありませんか。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第118号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第15、第119号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長　それでは、第 119 号議案の提案についてご説明申し上げます。平成 28 年度税制改正に伴います条例改正でありまして、今回上程いたしますのは、平成 29 年 4 月 1 日、及び平成 30 年 1 月 1 日施行に係る部分でございます。今回の条例改正は、本則 2 条立てとなっておりまして、第 1 条につきましては、平成 29 年 4 月 1 日施行に係るものであり、軽自動車税に関するグリーン化特例を 1 年間延長するという内容。第 2 条につきましては、平成 29 年分の個人所得から適用されます新たな医療費控除制度について規定を設けるものであります。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の 3 ページをごらんいただきたいと思っております。改正条例本則第 1 条の改正内容であります。先ほど申し上げましたとおり、軽自動車税のグリーン化特例を 1 年間延長するというものであります。

附則の第 15 条の第 2 項、第 3 項、第 4 項につきまして、それぞれ同じ改正を施すものであります。まず、特例の対象となります軽自動車の範囲につきまして、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、初回の車両番号指定を受けたものに改めます。平成 29 年度分の軽自動車税に限って軽減する旨、それぞれ文言を改めるというものであります。そのほか若干必要な文言修正を加えております。

中身でありますけれども、附則の第 15 条第 2 項は、税率がおおむね 75%軽減されるという区分でありまして、電気自動車、また天然ガス自動車の対象となるものであります。

同条の第 3 項は、税率がおおむね 50%軽減されるという区分でありまして、ガソリン車、ハイブリッド車のうち、平成 32 年度燃費基準をプラス 20%達成した軽乗用及び平成 27 年度燃費基準をプラス 35%達成した軽貨物が対象となります。

同条第 4 項は、税率がおおむね 25%軽減されるという区分でありまして、ガソリン車、ハイブリッド車のうち、平成 32 年度燃費基準を達成した軽乗用及び平成 27 年度燃費基準をプラス 15%達成した軽貨物が対象となります。

続いて、改正条例本則の第 2 条の改正内容でありますけれども、4 ページをごらんいただきたいと思っております。これは、個人の市民税——所得税もそうですけれども、これに係ります所得控除のうち、医療費控除の制度に新しい制度を加えるという改正であります。

現行の医療費控除制度は、その年中に支払った医療費の窓口負担額、薬剤費などの合計から保険金などで補填される金額を控除して、残った金額の 10 万円——所得が 200 万円未満の場合は、総所得掛ける 5%の金額でありますけれども——大体 10 万円を超えた部分について 200 万円を限度として所得控除を認めるというものであります。この現行制度はそのまま残るのでありますけれども、それとは別に、これは申告者の選択によるのですけれども、「特定一般用医薬品等購入費」について、最高 8 万 8,000 円まで所得控除を認めるという内容であります。

「特定一般用医薬品」といいますのは、スイッチ OTC 医薬品と俗に言われるものでありまして、医療用から転用——スイッチをされて一般用医薬品として薬局等で市販されている

薬のことであります。O T Cといいますのは、オーバーザカウンターの略だそうであり、カウンター越しの対面方式で販売されるものという意味だそうであり、この薬品の品目は政令で定められておりまして、平成 28 年 10 月段階では、1,525 品目が公表されております。ざっと見た限りでありますけれども、市販されている医薬品——普通に飲む風邪薬とか湿布薬とか、そういうものは大体適用になっているようであります。

この制度の適用期間でありますけれども、これが平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まででありまして、申告年から言いますと、平成 30 年申告から平成 34 年申告までの 5 年間ということになります。

この控除を受けることができる人というのが限定をされておりまして、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っている人に限られるということであり、その「一定の取り組み」というのは、政令で定められておりまして、これは特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診の 5 つであります。

控除額につきましては、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチ O T C 医薬品の対価の総額から、保険金等で補填される額を控除し、残った金額の 1 万 2,000 円を超えた分、これについて最高 8 万 8,000 円を限度として所得控除を認めるという内容であります。

現行の医療費控除と新設のスイッチ O T C 医薬品控除の両方を申告することはできませんので、どちらか自分にとって有利な方を選択するということになります。

医療機関を受診することなく、自己管理——これはセルフメディケーションというそうですけれども、これによって自身の健康を維持している人に対して税的な特典を与えて、その普及を図るという目的で創設された制度であります。

議案書 4 ページの新旧対照表によりますと、附則の第 5 条に新制度の規定を設けることになっておりまして、条例第 22 条の 2、これが所得控除の定める項目を定めておりますけれども、この中に新たに地方税法の附則第 4 条の 4 第 3 項に該当する場合の控除、これがスイッチ O T C 医薬品控除でありますけれども、この規定を加えるという内容であります。

議案書の 1 ページにお戻りください。下の行、附則であります。附則第 1 条は、施行期日の定めでありまして、第 1 条のグリーン化特例の延長につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から、次のページでありますけれども、第 2 条の医療費控除の新制度につきましては、平成 30 年 1 月 1 日から施行するというものであります。

附則の第 2 条につきましては、軽自動車税に関する経過措置、第 3 条は医療費控除に係る経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 119 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 16、第 120 号議案 南魚沼市地域集落集会施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 120 号議案につきましてご説明申し上げます。本案件は、浅地町集落センターの指定管理機関が、平成 28 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、地元行政区へ無償譲渡することにより、「南魚沼市地域集落集会施設条例」の一部改正を行うものであります。

3 ページ、新旧対照表をごらんください。第 2 条の名称及び位置の表から浅地町集落センターを削除するものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するとしたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 120 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 17、第 121 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 121 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案も人事院による給与改定に関する勧告に基づくものであります。高度の専門的な知識経験またはすぐれた見識を有する者について、その者が有する当該高度の専門的な知識経験、またはすぐれた見識を、一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に、選考により任期を定めて採用した特定任期付職員の給料表の改正と、平成 29 年 6 月以降の勤勉手当の支給率を改正するものであります。

改正の内容につきましては、3 ページの新旧対照表でご説明申し上げます。第 7 条特定任期付職員の給与の特例について、現行の 1 号給と 2 号給の給料月額について、改正案の 1 号給と 2 号給の給料月額に改めるものであります。第 8 条、南魚沼市職員の給与に関する条例の適用除外等の第 2 項中の、支給率 100 分の 157.5 を 100 分の 162.5 に改めるものでありま

す。

1 ページに戻っていただき、附則として、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する
したいものであります。なお、特定任期付職員につきましては、現在採用はありません。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げま
す。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 121 号議案は、総務文教委員会に付託を
いたします。

○議 長 日程第 18、第 122 号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正につ
いてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 122 号議案 南魚沼市地区センター設置条例の一部改正についてご説明申
上げます。本案は六日町地区地域づくり協議会の組織体制が整い、事務局が正式に設置さ
れたことに伴い、六日町地区センターを追加することによる南魚沼市地区センター設置条例
の一部改正を行うものであります。

六日町地区地域づくり協議会につきましては、他の協議会同様に、地域独自の活動が推進
できる組織体制の整備を進めてまいりました。このたび、南魚沼市地区センター設置条例第
3 条に定める、地区センターの所掌事項が処理できる組織体制と協議が整ったことにより、
本庁舎南分館 1 階に事務局を設置し、六日町地区センターとして正式に発足するものであり
ます。

3 ページ、新旧対照表をごらんください。現行第 2 条の名称及び位置の表の、六日町地域
の部に六日町地区センターを加え、改正案第 2 条の表の六日町地域の部に改めるものであり
ます。

1 ページに戻っていただき、附則として、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するとし
たいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げま
す。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 　　ただいま議題となっております第 122 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 　　日程第 19、第 123 号議案 南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 　　それでは、第 123 号議案 南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

この一部改正は、平成 27 年 3 月議会定例会第 25 号議案で可決された「いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」におきまして、第 4 条、連絡協議会の委員数を 10 人以内から 15 人以内に変更するものでございます。いじめ問題の克服に向けて、新たに六日町警察署のスクールサポーターを委員に加えたいと考えており、その場合、現行委員数が 10 人を超えてしまうため、委員定数を今後増員が可能なように変更することで、関係機関及び団体等との連携強化に柔軟に対応できる組織としたいものであり、このことについて議決を求めるのであります。

それでは改正の内容につきまして、議案の 3 ページ、新旧対照表をごらんください。改正する内容は、表右の現行の欄、第 4 条第 1 項中、下線部の「10 人以内」を「15 人以内」に改めるものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則の施行期日につきましては、公布の日から施行するをしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 　　質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 　　委員数を 10 名から 15 名以内ということで、増員でありますけれども、昨日これに関する講演を聞きました。その中でも小学生のいじめ、中学生のいじめ、それから高校になってからのいじめと、発現率が非常に上がってきているという状況がありました。そうすると、この増員によって、義務教育の小中ばかりでなく義務教育以外の高校の部分についても、多分、警察関係の方は入るかなと思いますけれども、そんなところで意見交換をしながら、予防に努めるということに強化を図れるのではないかと思いますけれども、そこら辺の教育委員会としての考え方を伺いたい。

○議 長 　　教育長。

○教 育 長 　　今ほどの寺口議員の言われる強化にはなると思います。ただ、県立高校については県が主管でありますものでなかなか——言える範囲はありますが、きのうの講習会においても、県、高校との連携が必要ということでもありますので、この協議会の充実を含めて高校と関係を深めてまいりたいと思っております。

○議 長 　　16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　きのうの中でも要は現場でありますよね。教職員の多忙化をどうするかという問題の中で、特に高校についてははじめに対しては非常に現場のほうの、消極的というところ怒られますけれども、なかなか対応が遅れていると。やはり小・中から上がってくる情報が高校へ流れていっても、なかなかそれをうまく活用していけないという部分があります。そうすると、警察、県警が入るとなるのは当然県のほうも入ってくるということですので、そこら辺の強化を図って発現率をゼロに近づける努力をしていただきたいと思います。

〔「わかりました」と叫ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　ただいま議題となっております第 123 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議　　長　　日程第 20、第 125 号議案 財産の取得についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　　第 125 号議案 財産の取得についてご説明申し上げます。本案は先の 9 月定例会の補正予算でご決定いただきました、土地開発公社所有の長森総合野外運動広場用地の取得につきまして、11 月 9 日付で土地売買仮契約書を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議決事件として契約締結の同意をお願いするものであります。

議案 1 ページをごらんください。取得する財産の表示は、長森字作田 148 番ほか 177 筆、9 万 1,865.38 平方メートルで、取得価格は、4 億 5,269 万 1,791 円であります。契約の相手方は、南魚沼地域土地開発公社であります。

3 ページ、位置図からは、議案資料であります。網がけの部分が今回取得する土地であります。

4 ページが平成 28 年 11 月 9 日締結の土地売買仮契約書であります。第 6 条にこの契約について、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定による議会の議決を経たときは、これは本契約とみなすとして、本契約の成立を規定しております。

5 ページから 7 ページまでが売買物件の表示で、178 筆であります。

以上、第 125 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君　　現況は後ろのほうの表に出ていますけれども、これを買戻して今後どのようにお使いになるのか。目的があろうかと思うのですが、それについてお教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 長森総合運動広場用地につきましては、現在、八海醸造株式会社さんがかなりの部分を占めて営業をいたしております。平成 24 年 7 月に賃貸借契約を八海醸造さんと結んでおりまして、その 10 年間の間に一応売買の協議を整えようということで、契約をしておりますけれども、今のところ進捗状況としてはなかなか平行線という状況でございます。その間、4 件ほどの売買は既にされておりますけれども、今後については、これが市の土地となってから本格的に協議をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 125 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は 3 時ちょうどといたします。

〔午後 2 時 44 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 3 時 00 分〕

○議 長 日程第 21、第 126 号議案 南魚沼可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 126 号議案についてご説明申し上げます。可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」につきましては、平成 21 年度から指定管理者制度により管理運営を行っており、今回は平成 24 年度に引き続き 2 回目の更新となります。現在の指定管理者指定期間が、平成 29 年 3 月 31 日をもって満了となることにより、次期指定管理者を指定するものであります。

議案 1 ページをごらんください。公の施設の名称は、南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」で、指定管理者に指定する団体は、島新田の有限会社まちだプランニングであります。指定の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。地方自治法第 244 条の 2 第 6 項により議会の議決をお願いするものであります。

次期指定管理者につきましては、公募により市内 2 業者からの応募がありました。選定に当たりましては、指定管理者選定審議会におけるプレゼンテーションにより、県地域振興局環境センター長様からもご出席いただき、参考意見をいただいた中で選定したものであります。

3 ページからは議案資料の事業計画書であります。

4 ページをごらんください。1、基本方針では年間 6 万人の利用者があり、地域の人々をはじめ金城の里を訪れるお客さまに愛される施設となるよう、適切な管理運営を目指しますとしております。2 の施設の概要は記載のとおりで、開設は平成 16 年、泉質はアルカリ性単純温泉、源泉温度は 35.1 度、毎分 74.1 リットルの自噴であります。3 の事業計画について

は、施設管理の基本計画、開館時間、休館時間、利用料金が記載されており、運営内容は現在と同様であります。

5 ページ、4 の収支計画では、収入・支出ともほぼ、現在と同程度を見込んでおります。収入につきましては、全て指定管理者の収入とし、支出につきましては記載の項目により、6 ページ収支の差額につきましては、32 万 7,000 円ほどの黒字を見込んでおります。なお、記載されております支出項目以外に、可燃ごみ処理施設の運転休止により発生する加温ボイラーの燃料費、下水道使用料、設備の大規模修繕等は、別途市が負担しているものであります。

5 は団体の概要であり、指定管理者制度導入時から金城の里の指定管理者として管理運営を行ってきました有限会社まちだプランニングの概要の記載となっております。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今回の説明でやっとわかったのですけれども、これを素直に読むと非常に優良だなと。6 万人も入館者がいてということですが、本来、指定管理制度というのは、こうあれば一番いいわけでありまして、他の指定管理を見ますと、全て指定管理料というのが入っています。そういう形での収支計画書ではないということは、そのあれによって違うわけですか。いみじくも、今、説明のあったボイラーとか、燃料費とか。私はボイラー燃料費がないなと思っていたのですけれども、そういった付帯維持管理費については、市がもっているという話です。それらが幾らかかっているかというのが、我々議会としては知る必要があるというふうに感じますが、その辺をひとつお聞きしたい。要するに実際のこういう収支計画で、入館料等は管理者分というのはわかりました。ただ、それについてどれだけの市として出費が必要なのかというあたりをお聞きいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 環境衛生センターの附属施設の予算につきましては、決算でも 9 月で申し上げましたけれども、平成 27 年度決算額が 479 万 9,000 円になっております。この内訳詳細につきましては、廃棄物対策課長のほうから説明を申し上げますけれども、平成 28 年度予算が 485 万 4,000 円ということになっております。その大規模修繕とか運転停止をしたときのボイラー経費等の総額でありますけれども、以上のような金額になっております。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 金城の里について申し上げます。先ほど部長のほうから申し上げましたとおり、金城の里の支出総額としては平成 27 年度で 479 万 9,000 円という形になります。このうち、大きなものとしましては、燃料費、いわゆる施設が停止した場合に使うボイラーの燃料代という形になります。これが約 276 万円程度。あと、大きなものとして修繕関係の費用ということで 145 万円程度というふうになります。あとそれ以外に下水道使用料等の若干

のものがございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 細かいところまで触れるのはいかかと思うのですけれども、一般的に軽微な通常の経常経費ですよね。通常の経常経費はこれに含んで、そして指定管理料でペイするという形が大体今までの——例えば八海山麓スキー場を見ても、大規模改修、修繕については、その都度予算化して市が持つと、こういうシステムだったと思うのです。今回、これは初めて私は見るものでそう思ったんですが、やっぱり通常経費でどれだけ市が持ち出して、皆さんにこの温泉を利用していただいていますというのを、私はきちんとするべきではないかというふうに感じました。所見があったら伺っておきます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 私もこのボイラーの料金、燃料部分ですけれども、これが一番大きなものを占めていると。あと下水道料金とか定期修繕の軽微なものにつきましては、定額化は可能かと思えますけれども、可燃ごみ処理施設が稼働を停止する日数が、毎年違っているわけでありまして。定期修繕の関係等がありますし、また不定期に停止をせざるを得ない場合もございまして、毎年それを定額化することはちょっと難しいということから、後精算という形で支出としているものではないかというふうに考えております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そういのであるならば、本来これは余熱を利用した温泉施設であるという説明があればまだいいのですよね。ところが、温泉をあそこには掘った経過を私は聞いているのですけれども、新たに温泉を掘ってあそこにそういった施設をつくったということですので、私はもう少しきちんとした今後の対応が必要かと思えます。例えば私の地域にある老人福祉センターですね。これはそういうのは一切入って、そして指定管理料という形になっていると思えます。

○議 長 答弁はよろしいですか。

副市長。

○副市長 私が答えるのはちょっと方向が違いかもしれませんが、一番わかっていたきたいのは、公の施設については指定管理をするという方向か、直営でやるという方向の2つしか、現行の自治法上はありません。いつもお話をしていますが、例えば中之島診療所ですと、実際やっていただいて300万円近いお金を歳入させていただいています。

他方、例えば集会所ですとか、大杉山の施設ですとかは、到底そこで収入が見込めるということにはなっていません。自治法の本旨は、そういうものを民間のほうに移して、なるべくそこで収益を上げようというものであることは、十二分にわかりますが、それは東京とかの駐車場ならそれはできると思います。ただ、現実的に今、確か60か70ぐらい公の施設があって、それを指定管理させていただいていますが、なかなか指定管理において収入が上がってくるというような状況にないことはご理解をいただきたいと思えます。

ただ、その中でおっしゃったように、指定管理をするときに、この部分とこの部分はこう

してこういうことで条件ですよ、ということで選んでするわけでありますから、できるだけ歳入を上げたいというのはやっているつもりですが、なかなか現状が非常に自治法の本旨に基づいているという格好にはなっていないという現状を、ご理解いただきたいと思えます。

今、もう1点ありましたけれども、集落集会施設これも委託をさせていただいて、大規模になれば当然、市がやってきたわけであります。今回は公の施設から一般の普通財産に移して、普通財産での形で相手方の行政区のほうにお願いをするという形をとります。したがって、繰り返しになりますけれども、法の中の指定管理というのは、非常にいいことであることは承知をしておりますが、なかなかその実態と、我々、私ども市町村の現行の実態とはかなり差異があるということだけご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第126号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第22、第127号議案 南魚沼市上町保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第127号議案についてご説明申し上げます。上町保育園につきましては、平成19年4月1日から指定管理者制度により管理運営を行っており、平成29年3月31日をもって10年間の指定管理期間が終了することに伴い、次期指定管理者を選定するものであります。

議案1ページをごらんください。公の施設の名称は、南魚沼市立上町保育園で、指定管理者に指定する団体は、余川の学校法人里咲学園であります。指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

上町保育園につきましては、主に上町地区の児童を対象とした保育園で、これまで現指定管理者により良好な管理運営が行われてきたものであります。保育という専門性に精通し、地域に根差した保育を実践しており、今後も良好な管理運営の継続が期待できるため、候補者の選定に当たりましては、施設の目的やその用途、運営の専門性などから、施設の適正な管理・運営を確保するため、公募によらず現在と同じ学校法人里咲学園を選定したものであります。

3ページからは議案資料の事業計画書であります。4ページをごらんください。基本方針では保育目標を「自分の力でやりぬく子ども」とし、子供たちの健やかな成長と、安心して利用できる園を目指すとしております。2の施設の概要は記載のとおりであります。南魚沼市立で開設は平成19年であります。3は平成29年度入園見込数で68名となっております、4は主な行事計画であります。

5 ページの収支計画では、収入・支出の差し引きでは、65 万 1,000 円の黒字と見込んでおります。保育料に当たります保育園入園費負担金は市の収入とし、施設設備の大規模修繕等は市が負担するものであります。

6 ページは団体の概要であります。余川で幼保連携型認定こども園むいかまちこども園を経営しております。

以上で、第 127 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 127 号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 23、第 128 号議案 南魚沼市職業訓練共同施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 128 号議案についてご説明申し上げます。南魚沼市職業訓練共同施設につきましては、平成 29 年 3 月 31 日をもちまして、5 年間の指定管理期間が満了となるため、次期指定管理者を指定するものであります。

議案の 1 ページをごらんください。公の施設の名称は、南魚沼市職業訓練共同施設、指定管理者に指定する団体は、職業訓練法人南魚沼職業能力開発運営協会であります。指定の期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日までの 10 年間であります。地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、管理運営業務に専門性や継続性が求められることから、指定管理者選定審議会において、施設の性格及び設置目的に照らし、公募によらず指定管理者を特定し、指定期間は 10 年とする方針としたものであります。

昭和 45 年に協会がこの施設を建築して以来、今日まで管理運営を続けてきたことや、隣接する南魚沼市立総合支援学校との連携を通して、障がい者に対する職業訓練能力や、就職支援に協力していることなどの実績から、現指定管理者であります、職業訓練法人南魚沼職業能力開発運営協会を継続して選定したものであります。

3 ページからは、議案資料の事業計画書であります。4 ページをごらんください。施設管理の基本方針では、職業人として有能な労働者の養成と、労働者の経済的・社会的地位の向上を図りたいとし、誰でもが利用できる、地域の職業能力開発の中核としての機能を果たし、もって地域産業の発展に貢献したいとしております。2 の施設の概要と、3 施設の開館時間等は、記載のとおりであります。

5 ページから 6 ページにかけては収支計画書であります。7 ページには団体の概要が記載されております。設立は昭和 35 年であります。

以上で、第 128 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 128 号議案は、産業建設委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 24、第 129 号議案 南魚沼市農業体験実習館の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 129 号議案についてご説明申し上げます。南魚沼市農業体験実習館につきましては、平成 29 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることにより、次期指定管理者を指定するものであります。

議案の 1 ページをごらんください。公の施設の名称は、南魚沼市農業体験実習館、指定管理者に指定する団体は、レイホー八海管理組合であります。指定の期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、管理・運営業務に継続性が求められることから、指定管理者選定審議会において、施設の性格及び設置目的に照らし、公募によらず指定管理者を特定する選定方針としたものであります。これにより現指定管理者のこれまでの管理実績から、今後も善良な管理運営の継続が期待できるため、レイホー八海管理組合を継続して指定管理者の候補団体として選定したものであります。

3 ページからは議案資料の事業計画書であります。4 ページをごらんください。施設管理の基本方針では、農林業資源の活用と地域観光の振興及び発展のための施設として、農業大学校等各種イベント及びスポーツ合宿等の誘致を自主的に実施する、としております。施設の概要で、平成 6 年の開設であります。3 の利用計画では、年間 4,500 人を見込んでおります。5 ページには収支計画であります。施設の利用の関係につきましては、条例に定めるとおりとなっております。6 は団体の概要であります。

以上で、第 129 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 129 号議案は、産業建設委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 25、第 111 号議案 平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 111 号議案 平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号）につきまして提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、障がい者自立支援事業費で、今後見込まれる介護給付費の増額として、2,911 万円を計上いたしました。

介護保険対策費では、介護給付費で今後見込まれる増額及び人事異動による人件費の精査による増額で、特別会計繰出金として 1,051 万円を計上いたしました。

臨時福祉給付金事業費では、国の補正予算により低所得者への経済対策のための給付費及び事務費として 1 億 6,135 万円を計上いたしました。

県営事業負担金では、農業関連の国の補正予算による追加内示を受けての増額と、事業精査による減額により 1,004 万円を計上いたしました。

企業対策事業費では、総務省から委託を受けて実施するお試しサテライトオフィス事業が採択となったことにより、2,381 万円を計上いたしました。

道路橋りょう維持補修事業費及び消融雪施設維持管理事業費では、各事業の進捗に合わせ社会資本整備総合交付金を組み替えるものであります。

公共下水道事業対策費では、負担金収入の増額及び人事異動による人件費の精査により 2,179 万円を減額いたしました。

利子償還金では、公債費の長期利子の確定により 2,956 万円を減額いたしました。

歳入の主な内容といたしましては、臨時福祉給付金事業費の給付費及び事務費補助金として 1 億 6,132 万円を計上いたしました。

ふるさと納税寄附金では、国際大学関連を含めた 40 件分として 1,194 万円を、指定寄附金では 2 件分 1,005 万円を計上いたしました。指定寄附 1 件につきましては、ご氏名の公表を辞退されておりますが、子供たちの教育のためにと 1,000 万円をいただいたものであります。寄附の本旨に基づき有効に執行できるよう、財政調整基金繰入金を 1,000 万円減額し、次年度の執行財源として確保いたしました。

チャレンジ・ふるさとワーク事業受託事業収入では、総務省の受託事業であるお試しサテライトオフィス事業の 2,380 万円を計上いたしました。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金では、八幡保育園改築におけるペレットボイラー導入事業が採択になったことにより、4,320 万円を計上いたしました。

市債では、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金の追加計上により、合併特例債を減額したほか、事業費の精査により 2,860 万円を減額いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 4,464 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 338 億 22 万 4,000 円としたいものであります。詳細につきましては総務部長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第 111 号議案 一般会計補正予算 第 6 号についてご説明申し上げます。最初に、歳入・歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明をいたしますので、10、11 ページからお願いいたします。

2 の歳入からご説明申し上げます。13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費の障がい者自立支援給付費国庫負担金は、介護給付事業費におけるショートステイ利用者の増や、雇用契約を結ばずに働く場所を提供する、就労継続支援 B 型の利用時間の伸びなどにより、850 万円の増額で、2 行目、障がい者医療費国庫負担金は、人工透析患者や小児疾患の増に伴う、更生医療及び育成医療給付費見込額の増額による 605 万円の計上であります。

次の 2 節児童福祉費の養育医療費国庫負担金は、指定医療機関において入院養育が必要と認められた乳児に対する医療費助成制度で、給付費の不足見込みによる増額に対する 2 分の 1、81 万円の計上であります。

2 番目の表、2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費の社会保障・税番号制システム整備費補助金は、総務省分の中間サーバ負担金への補助金と、厚生労働省分の基準額変更による減額分の差し引きで、12 万の増額であります。

2 段目、2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費の臨時福祉給付金は、国による経済対策分として、10 分の 10 の補助率で、事業費と給付事務費分を合わせて、1 億 6,132 万円の追加計上であります。

3 番目の表、14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金、1 節社会福祉費は、国庫負担金で説明いたしました障がい者自立支援給付費及び、2 行目、障がい者医療費の県負担金で、合計 727 万円の計上であります。2 節児童福祉費も国庫負担金同様、養育医療費県負担金で、事業費の 4 分の 1、40 万円の計上であります。

一番下の表、2 項 2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費では、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業県補助金は、当初見込みより申請が増えたことによる、4 万円の増額であります。

2 段目、3 目衛生費県補助金、1 節保健衛生費の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業県補助金は、当初では想定していなかった補助金で、痰吸引器やストーマ等、特定疾患児に対する日常生活用具への補助金 40 万円で、歳出については流用により処理したものであります。

3 段目、4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費の地籍調査事業補助金は、内示額の減に

よる 228 万円の減額であります。2 行目、農地集積・集約化対策事業補助金は、農地中間管理機構を利用して、農地を貸し出す経営転換協力金の増額による 280 万円の計上であります。3 行目、担い手確保・経営強化事業県補助金は、補助対象者の新規採択による 300 万円の計上であります。次の 2 節林業費、県単農林水産業総合振興事業補助金は、民有林保育事業における林業機械のリースによる取得に対する県 10 分の 3 の補助金で、市の負担はなく、そのままリース会社に補助するもので 600 万円の計上であります。

4 段目、5 目商工費県補助金の南魚沼地域振興戦略事業調整費補助金は、牧之通りでの「和のキルト展」に対する補助金が、交付決定となったことによる計上であります。

次のページ、12、13 ページ、14 款 3 項委託金、1 目総務費委託金の 4 節統計調査費は、工業統計調査交付金が確定したことによる計上で、来年度実施のための準備経費であります。

2 段目、2 目民生費委託金、1 節社会福祉費の障がい者調査委託金は、当初では予定していなかった「生活のしづらさ調査」の県委託金で、9 月に依頼があり予備費により実施したものであります。

3 段目、5 目教育費委託金 1 節社会教育費の県営石打丸山ジャンツェ管理委託金は、除雪機のリース料と燃料費の追加による 40 万円の増額であります。

2 番目の表、16 款 1 項 1 目 1 節一般寄附金では、4 件 20 万円を、次の 2 節ふるさと納税寄附金では、40 件 1,194 万円をそれぞれ記載の皆様からいただいたものであります。なお、このうち 32 件 988 万円が「国際大学応援と交流の推進コース」であります。

2 段目、2 目指定寄附金では、5 万円は総合支援学校の教育活動充実のために、1,000 万円は小中学校の教育活動振興のために、それぞれいただいたものであります。

一番下の表、17 款繰入金、1 項 3 目介護保険特別会計繰入金は、社会福祉法人による介護保険サービス費の負担軽減制度事業費過年度返還金を、一旦、一般会計に繰り入れてから返還するものであります。

次のページ、14、15 ページ、2 項 1 目財政調整基金繰入金 1,000 万円の減額は、寄附による教育事業を今年度実施できなかったため、次年度に送って実施することによる財政調整基金への繰戻しであります。

2 番目の表、19 款諸収入、4 項 9 目商工費受託事業収入のチャレンジ・ふるさとワーク事業受託事業収入は、総務省からの 10 分の 10 の委託事業で、都市部の I T 企業等に対して「サテライトオフィス」誘致戦略の策定等をモデル事業として実施する「お試しサテライトオフィス」事業の受託事業収入 2,381 万円であります。

3 番目の表、5 項 3 目雑入では、3 節衛生雑入の再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金 4,320 万円は、改築中の八幡保育園のペレットボイラー導入事業に対するものであります。

その下、5 節農林水産業雑入は、平成 26 年度と 27 年度の農地集積・集約化対策事業補助金における農業者からの過年度国県補助金等返還金 60 万円の計上であります。次の 7 節土木雑入の地域公共交通調査事業費清算金は、当初国の補助金を想定して計画しておりました調

査事業等につきまして、補助対象外となったことによる、124万円の減額であります。

一番下の表、20款市債、1項1目合併特例債は、八幡及び塩沢地区保育園の施設整備事業に充当しておりました、まちづくり建設事業債と地域づくり資金貸付合計3億8,030万円を減額し、最下段の7目民生債、2節児童福祉債の社会福祉施設整備事業債と、施設整備事業債（一般財源化分）に組み替えるものであります。

戻っていただきまして2段目、2目農林水産業債では、県営事業負担金における国補正による事業費の追加と、各事業実施における精査により、土地改良事業債1,300万円の増額であります。

3段目、3目土木債では、地方道路交付金事業債2,450万円は、除雪機械整備事業費への充当で財源調整によるものであります。その下、公共災害関連事業債は、深沢地区急傾斜地事業費が国の補正により追加となったことによる、100万円の増額であります。以上が、歳入の補正内容であります。

めくっていただきまして、16、17ページをお願いいたします。3の歳出について、ご説明申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、説明欄丸、行政共通事務費302万円は、追録及び切手購入費の不足が見込まれることによる消耗品費と、コピー使用枚数の増加によるコピー機等使用料の増額のほか、電子入札システム共同利用負担金は、共同利用しております新潟県電子入札システムの総務省からの指導によるセキュリティ対策のための改修費の負担金であります。

2段目、3目電算対策事業費、説明欄丸、電算情報管理一般経費は、セキュリティ対策によるネットワーク強靱化で、LG-WANとインターネットを分離することに伴い、独自ネットワークを追加するための電算システム導入業務委託料324万円の計上であります。2番目の丸、総合行政システム事業費は、社会保障・番号制度整備における厚生労働省補助金の基準額が変更になったことによる事業費の減額であります。3番目の丸、内部情報システム事業費の電算システム導入業務委託料は、公会計対応の財務会計・財産備品管理システムにおける、インフラ資産建設仮勘定システム導入のための209万円の計上であります。その下、パソコンリース料790万円の減額は、内部情報系パソコンの入れかえが、県のセキュリティクラウドに参加することにより、先送りとなることによるリース月の変更によるものであります。

3段目、7目企画費の説明欄、企画補助・負担金事業は、ふるさと納税寄附金の「国際大学応援と交流の推進コース」による国際大学支援補助金889万円の計上であります。

4段目、9目バス運行対策費の説明欄、公共交通確保維持改善調査事業費は、地域公共交通協議会事業に対する国の補助制度が改正されたことに伴い、ガイドブック等の作成が対象外となり、市報による周知に置きかえたことによる地域公共交通協議会調査事業負担金248万円の減額であります。

2番目の表、5項1目統計調査総務費、各種統計調査費は、次年度実施の工業統計調査に

おける準備にかかる交付金が確定したことによる消耗品費の増額であります。

一番下の表、3款民生費、1項2目心身障がい福祉費、説明欄、心身障がい者助成事業費は、オーダーメイドの耳穴型補聴器の支給決定数が、当初見込みより増えたことによる、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金の増額計上であります。

次の、18、19 ページ、続きになりますが、説明欄、最初の丸、障がい者自立支援事業費 2,911 万円の増額は、歳入でも申し上げましたが、更生医療給付費は透析患者数の増などにより、次の介護給付費（者）は、ショートスティ利用者の増加や、就労支援 B 型の利用時間の伸びなどによる増額で、育成医療給付費は小児疾患による医療費の増によるものであります。2 番目の丸、浦佐福祉の家管理費は、天井の隙間修繕と非常灯のバッテリー交換等の修繕料 35 万円の増額であります。

2 段目、3 目老人福祉費、最初の丸、高齢者生活支援事業費は、在宅要介護高齢者家族手当の支給決定者数が、当初予算を上回ったことによる 78 万円の増額計上であります。2 番目の丸、介護保険対策費（特別会計繰出金）は、介護給付費の増加による市の負担分の増、人事異動に伴う人件費の増、在宅介護実態調査等にかかる事務費の追加により、合計で 1,051 万円の増額計上であります。3 番目の丸、介護保険事業費の過年度国県補助金返還金は、生活困窮者に対し介護保険サービス費の負担軽減を図る、負担軽減制度事業費分の過年度返還金であります。

3 段目、9 目臨時福祉給付金事業費は、消費税率の引き上げによる低所得者に対する配慮として、国が経済対策分として引き続き実施するもので、説明欄の職員手当等から、下から 2 行目、臨時福祉給付金（経済対策分）までで、歳入と同額の 1 億 6,132 万円の計上であります。一番下の過年度国県補助金等返還金は、平成 26 年度の臨時福祉給付金において、翌年度に税額更正があったことによる過年度分の返還であります。

次のページ、20、21 ページ、2 項 1 目子育て支援費では、最初の丸、学童保育対策事業費は、要支援児が増えたことによる職員の追加配置等にかかる学童保育事業委託料（NPO 法人）670 万円の増額であります。2 番目の丸、養育医療費助成事業費は、生まれたときの体重が 2,000 グラム以下の低体重、または生活力薄弱の乳児における入院養育にかかる医療費助成制度であり、支払見込み総額に不足が生じることによる審査支払委託料及び療育医療給付費 163 万円の増額であります。

2 段目、3 目児童福祉施設費、説明欄、常設保育園管理運営費は、市営保育園の給食情報システム、バージョンアップにかかる栄養システム機器保守委託料 40 万円の増額であります。

2 番目の表、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生対策費は、小児慢性特定疾患児日常生活用具県補助金による財源更正であります。

2 段目、4 目医療等対策費中之島診療所費は、自動血球数 C R P 測定装置の更新のための医療機器購入費 270 万円の計上であります。

3 番目の表、4 項 1 目上水道費の丸、上水道事業対策費（特別会計繰出金）は、平成 28 年度地方公営企業繰出基準の「経営戦略の策定等に要する経費」に係る、策定業務委託料の 2

分の1、その他基準内補助金 221 万円の追加計上であります。

一番下の表、6 款農林水産業費、1 項 2 目農業振興費、最初の丸、農業振興対策補助事業費は、担い手確保・経営強化支援事業補助金 の新規採択による、乗用管理機 1 台分 300 万円の追加計上であります。2 番目の丸、農地中間管理事業費は、次の、22、23 ページ、経営転換協力金の増による、農地集積協力金 280 万円の増額と、契約解除による平成 26 年度と 27 年度の農地集積・集約化対策事業補助金の返還金で、過年度国県補助金等返還金 60 万円の追加計上であります。

2 段目、4 目農地費、説明欄最初の丸、県営事業負担金は、国の補正予算による追加内示と、事業実施に伴う精査による各事業における負担金の調整であります。県営ため池等整備事業負担金は、水無川頭首工と五箇の用水路、農地環境整備事業負担金は、新外谷と泉盛寺開田の区画整理、農業法人等育成緊急整備事業負担金は、城之入川の区画整理、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金 は、天野沢第 1 機場設備と三国川幹線用水路、経営体育成整備事業負担金 は、藪神北部の区画整理、農村地域防災減災事業負担金は、五十沢南部と穴地新田の石綿管更新、かんがい排水事業負担金は、後山の客土工及びパイプラインと姥島の用水路であります。2 番目の丸、農業集落排水事業対策費の下水道特別会計繰出金（農集）は、人事異動等に伴う給与費の減による、23 万円の減額であります。

3 段目、5 目揚水設備管理費は、新幹線補償施設であります揚水機場の揚水設備維持管理費で、今年の渇水対応による、光熱水費（電気）130 万円の増額であります。

2 番目の表、2 項 1 目林業振興費、最初の丸、民有林保育事業費は、県単による林業機械への補助で、市からリース会社に補助することにより、南魚沼森林組合がリース会社との契約で、積み込み機械グループを取得するもので、農林水産業総合振興事業補助金 600 万円の計上であります。2 番目の丸、バイオマス利活用事業費は、11 月時点での申請状況が当初予定分を上回るため、不足見込み分としてペレットストーブ導入補助金 5 台分、50 万円の増額であります。

一番下の表、7 款商工費 1 項 1 目商工業振興費、最初の丸、中小企業金融制度事業費は、県の制度改正により対象範囲が広がったことに伴い、小規模企業支援資金の利用が伸びていることによる信用保証料補給金 200 万円の増額であります。2 番目の丸、企業対策事業費は歳入でも説明いたしましたが、総務省の委託を受けて実施する「お試しサテライトオフィス」モデル事業を実施するもので、国際大学の空きスペースを改築した仮設のサテライトオフィスに都市部の I T 企業等を誘致し、地域の特性を生かした誘致戦略を策定するものであります。非常勤職員賃金から次の 25 ページ、事務用備品購入費まで、歳入と同額の 2,381 万円の計上であります。次の丸、商工業振興補助事業費は、牧之通りでの「和のキルト展」に対する県補助金の交付決定による、商工業振興事業補助金の増額であります。

2 段目、2 目観光振興費、最初の丸、山岳遭難対策事業費は、9 月補正による八海山 4 合目の公衆用バイオトイレ修繕工事完了時に、もう 1 か所の不具合が見つかったことによるバイオトイレ起動用センサー及びロードセル交換のための施設修繕工事費 61 万円の計上であ

ります。2番目の丸、観光振興補助・負担金事業は、十日町市・津南町と共同利用している越後湯沢駅東口の、国道353広域観光駐車場の消雪用井戸の揚水が、検査の結果、温泉に該当し使用ができなくなったことによる消雪用井戸掘りかえ工事費と、除排雪委託料における当市の負担割合10%分として、国道353広域観光駐車場協議会負担金61万円の計上であります。

2番目の表、8款土木費、2項2目道路橋りょう維持管理費、説明欄、道路橋りょう維持補修事業費は、不足する修繕工事費を道路橋りょう修繕工事費に100万円追加し、交付金事業は県配分事業費の精査による組み替えのため、同じく道路橋りょう修繕工事費2,600万円を減額し、不足する橋梁修繕の測量・調査設計委託料に400万円を、長寿命化修繕詳細点検委託料に100万円を増額し、さらに2段目、3目道路橋りょう除雪事業費の消融雪施設維持管理事業費、消融雪施設工事費に2,100万円を増額し、組み替えを行うものであります。

次のページ、26、27ページ、3項1目河川総務費の河川管理費は、深沢地区急傾斜地崩壊対策事業の国補正による事業費の増額により、市の負担5%分の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業負担金100万円の増額計上であります。

2番目の表、4項2目都市計画事業費の公共下水道事業対策費（特別会計繰出金）は、前納報奨金の増額や借換債の追加、人事異動に伴う給与費の減、農地転用等による新規負担金収入の増などを調整することによる繰出金2,179万円の減額であります。

3番目の表、5項1目住環境整備事業費は、市営住宅管理費の泉盛寺団地の室内修繕工事と、西泉田住宅1号棟のガス調整器の交換にかかる修繕料122万円の増額であります。2番目の丸、市有住宅管理費は、天王町住宅4号の屋根と東泉田住宅3号の浴室床の修繕料60万円の増額であります。

一番下の表、6項1目国土調査事業費は、補助金の減額による事業費の調整で、職員旅費から国土調査推進協議会負担金まで238万円の減額であります。

28、29ページをお願いします。9款消防費、1項2目非常備消防費の消防団施設整備事業費は、消防団女性部の操法用の小型動力ポンプ購入費100万円の追加計上であります。

2段目、3目防災費の防災一般経費は、ネットワーク強靱化により、LG-WANとJ-ALLAETの切り離しを行うことによる、本庁舎と消防庁を結ぶ専用インターネット回線整備のための経費52万円の計上であります。修繕料はJ-ALLERT受信機の改修費、一番下、機械器具費は通信を監視するための装置J-ALLERT用FireWallの購入費であります。

2番目の表、10款教育費、1項1目教育委員会費の国際交流及び文化・スポーツ基金事業費は、歳入のふるさと納税寄附金で補正計上しました「国際大学応援と交流の推進コース」の10%分、98万円の計上であります。

3番目の表、2項1目小学校教育運営費は、教育振興への指定寄附金1,000万円を、次年度で使用するための財源振替で、一旦、特定財源として計上し、相当額の一般財源を確保しておくものであります。

一番下の表、3項1目中学校教育運営費の中中学校管理一般経費は、暖房機と除雪機等の修繕実績における今後の不足見込み額として、修繕料100万円の増額であります。

次のページ、30、31ページ、4項1目特別支援学校運営費の特別支援学校授業運営費は、指定寄附金5万円の充当による消耗品費の増額であります。

2番目の表、7項2目体育施設費の最初の丸、体育施設管理委託事業費は、シーズン前の完成とはなりませんでしたが、モンスターパイプの今シーズンの一部使用にかかる消耗品費、燃料費及びコース整備等業務委託料990万円の計上であります。2番目の丸、県営石打丸山シャンツェ管理費は、県からの除雪機リース料と除雪燃料代の追加による管理運営事務委託料40万円の増額であります。

2段目、3目学校給食費の給食センター方式事業費は、大和学校給食センターの野菜を蒸したり冷やしたりする、蒸煮冷却機の修繕工事費として調理用機器・設備等改修工事費650万円の計上であります。

3番目の表、11款災害復旧費、1項1目農林水産施設災害復旧費は、落雷被害による大和郷土地改良区の山崎地区揚水機場と大倉地区頭首工の水管理システムの災害復旧補助金として、市負担分44万円の追加計上であります。

一番下の表、12款公債費、1項2目利子の償還金は、長期債利子の精査による2,956万円の減額であります。以上が、歳出の補正内容であります。

なお、9月定例会報告以降の予備費充用額につきましては、11月下旬までで10件の1,143万円であります。主な内容は、五日町スキー場グリーンハウスの木製階段の修繕料47万円。大和公民館の屋上ドーム屋根部の雨漏りによる防水改修工事費394万円、統合中学校の屋外運動場整備の実施設計委託料及び野球場管理棟の上下水道設計業務委託料の不足による614万円。建設課で掘削中の井戸に同時施工で水位計を設置したことによる53万円などです。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。歳入20款市債でも申し上げましたが、保育園事業に係る起債の組み替えによる、1段目と2段目、合併特例債と地域づくり資金貸付の減額と、一番下、合計欄の上2段、社会福祉施設整備事業債と、施設整備事業債（一般財源化分）の新規追加になるものであります。

5段目、土地改良事業債の増額は、事業費の追加や事業実施の精査によるもので、8段目の地方道路交付金事業債の増額は、除雪機械整備事業費への充当であります。その2段下、公共災害関連事業債の増額は、国補正の追加によるもので、合計で2,860万円の減額としたものであります。

1ページに戻っていただきまして、歳入歳出予算の補正の額及び総額につきましては、提案理由の説明のとおりであります。

以上で、第111号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

14番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 24、25 ページの企業対策事業費について伺いたいと思います。この中で調査委託料という項目が 864 万円ほど上がっておりますが、これはどのような調査をするのかというのがあります。それと、もう 1 点ですが、同じくこの企業対策費の中で、大和庁舎に設けられておりますグローバル I T パークとの関連性というか、事業の仕分けというか、何かちょっと似たような感じを私は受けるのですが、その辺について伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 お答えいたします。まず 1 点目の 864 万円でございますが、これにつきましては、誘致戦略の調査、あるいは地方に進出したい企業のニーズ調査などを考えてございます。冒頭、説明がございましたように、このお試しサテライトオフィス事業につきましては、総務省の委託調査事業となっております。都市部のベンチャー企業に対して、本当に魅力的な執務環境ですとか、生活環境を完備したサテライトオフィスを提供するにはどうすればいいかというような調査を含めた委託となっております。同時に今後、地方とすればサテライトオフィスをうまく運営していくにはどうすればいいのかというような、戦略をつくるための事業でもございます。そのための調査委託料が含まれてございます。

それから、グローバル I T パークとの関連でございますが、ご承知のとおりグローバル I T パークにつきましては、海外から I T 企業を誘致してそこで研究を行い、将来的には国内の企業との連携等もやっていただきたいというような目的で、事業を展開してございます。このお試しサテライトオフィスにつきましては、首都圏、都市部の企業、日本企業ですね。それを対象として誘致をしたいというふうに考えてございます。

将来的には、グローバル I T パークの企業、それからこのお試しサテライトオフィスに入ってください企業との連携等もしていけるように、研究会等も設置して協議を行っていきたいと考えておりますし、さらには C C R C 構想との連携等も視野に入れて考えてございます。私からは以上です。

○議 長 14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 大体わかりましたが、総務省の中で全国で 10 か所という選定をしていただいて、すごいなとは思っております。徳島県の神山町でしょうか、あそこは早くにサテライトオフィスで成功事例があるというような話を聞いております。やはりその中でも、10 か所が全国でも手を挙げられているという中で、競争が激しくなる。やはりここで委託とかコンサルタントに任せているだけでは、なかなか地方の特性というかがアピールができないというのが課題になるというような話も伺っております。やはりその辺について、調査委託で情報を得るのもあれなんですけど、市としても独自の魅力を大いに発信しなければならないと思っております。

グローバル I T パークの件についてですが、先ほどは海外だけというような話もしていただけますけれども、実際には国内の企業が 2 社入っているというようなこともありますので、やはりお試しというのじゃなく、もう、グローバル I T パークのほうにも、日本の企業とかも入っていただくような連携というか、安定してそういうところに入っていただければと考えて

いるのですけれども、その辺をちょっと教えてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 魅力のアピールにつきましては、私どもグローバル I T パークのときにも申し上げましたけれども、比較的首都圏から近いという地の利、それから国際大学等がある地域の特色を生かして、これからも P R をしていければと思いますし、先ほど申し上げましたグローバル I T パークとの、あるいは国際大学との連携なども P R の材料にしていきたいと考えております。

それから、説明が足りなくて申しわけございませんでしたが、グローバル I T パークは国内企業が 2 社ということですが、1 社は全体をコーディネートしていますアダムイノベーション、これは最初から、私どもに話をいただいたときから日本法人を立ち上げておりますので、日本法人としてカウントしてございます。もう 1 社につきましては、市の基幹システムを運営している会社でございまして、年明けからだと聞いておりますが、基幹系のシステムの更新に伴う作業が必要で、事務所のスペースが必要だというふうに聞いております。

もちろん、その企業さんもせっかくそこに入ったのだから、海外の企業さんとの交流をして、よりよいビジネスチャンスを生かしたいというような意向もお持ちですけれども、そういう経緯もございますので、基本的にはこのグローバル I T パークにつきましては、海外企業の進出を考えてございます。以上です。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 すみません、4 点お願いいたします。最初に今のところとちょっとだぶるのですけれども、25 ページの調査委託料で、話は今、説明を聞きました。誘致戦略の調査やニーズ調査等をするというようなことでありますけれども、今ほどの話がありましたように、サテライトオフィス全国の 10 か所に選ばれて、そしてそのそれぞれの特色を生かしながら進めてくださいよということです。この誘致戦略の調査、ニーズ調査といっても、これはおおざっぱじゃなくて、我が市にとってサテライトオフィスを広めるには、どういう可能性があったり、どういうふうにしたらいいのかというところを調査をするのか。それとも地方へのサテライトオフィスへの広がり、そういうところの全体的な調査をするのかというところを、1 点、お願いをいたしたいというふうに思います。

2 点目でありますけれども、17 ページ、公共交通確保維持改善調査の事業費ですけれども、お話を聞きましてガイドブックが補助対象外になったということでしたかで、減額になったということなので、できなかった部分は市報のほうで何とかしたということですが、これは 2 年連続こういう形で多分、減額になっていますよね。ということは、やらなければならないことがやっぱり残っているのか、それを市報で簡略的なことで済ませたのか、やっぱり補助をいただきながらやらなければならないことがあるのかというところを、市民バスの運行について大変問題もあると思いますので、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

あとが 19 ページですが、臨時福祉給付金の関係ですけれども、経済対策分ということで 1

億5,000万円上がっています。この関係につきましては、消費税の10%の実施が延びたので、2年半分を一括というようなことで、多分行われるのだと思います。一括となりますと、先々の分も含めてということになると、大変こうちょっと言葉が誤るかもしれませんが、今、生きていても2年半後に亡くなる方だってあると思うのです。そういう方々の給付金みたいなのはどういう取り扱いになるのかというところを、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

すみません、それとあともう1点です。31ページですけれども、モンスターパイプの件ですが、業務委託料というふうなことで729万円上がっています。全部完成していないので、このような形でことしのところは業務委託をするということでもありますけれども、それであればそれで、純粋に、単純にそう受け止めれば、それはそれでそうかなとも思うんです。もしかして全部できなくても指定管理というようなことになって、私はなるんじゃないかなというふうな思いもあります。指定管理にしないで業務委託ということにしたというところには、やっぱり指定管理の条例はできましたけれども、まだ業者は決まっていなわけですが、そこら辺の難しさがあるのかなというところでちょっと感じているところがありますので、そこら辺の実情をちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1点目のご質問に対する答弁をさせていただきます。先ほどご質問のあったものは、調査の内容というふうなお話でございました。当然、総務省のモデル事業でございまして、大きくは首都圏から地方のほうに来るお試しの状況で、どのような課題があるのかということが入ります。けれども、当市といたしましては、立ち上げましたG I Tパーク、あと国際大学との連携、国際大学のI Tの関係の開発が大変盛んなところでございます。そのような形で、その内容をいかに誘導すれば当市のほうに来ていただけるのかということで、課題等を調べるという内容でやらせていただきたいと考えております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 地方公共交通調査の関係でございます。昨年度は国土交通省の補助事業で当初予定しておりましたけれども、それではなくて100%補助となる地方再生関係の交付金が来るということで落とさせていただき、そちらのほうで対応させていただきました。それで、昨年の秋ですけれども、バスルート、市民バスとそれから今まで運行しておりました路線バスを含めて、時刻表それからバスルートを含めたパンフレットを作成いたしました。ことしにつきましては、運行してから多くのご要望等をいただいておりますので、細かな点ですけれどもバス停が変更になったり、逆ルートになったり、時刻表も一部変わったりしたものですから、そういうものも含めて作り直したいということで国のほうに要望したのですが、対象外となったために時刻表だけを9月の市報に載せさせていただいたという内容でございます。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3点目の臨時福祉給付金のことについてお答えします。この給付金につ

きましては、議員がおっしゃるように2年半分を一括して1万5,000円お支払いするという内容です。交付対象につきましては、平成28年1月1日現在、住民登録の方と、条件がありますがけれども、その方にお支払いするという事です。この制度自体が、交付年度の前の年の1月1日現在が基準日になっているということで、今までの事業につきましても若干時差がありまして、その交付の時期に亡くなっている方については、亡くなったりその時点でさかのぼって適用させるとかそういったことはできませんで、もうそこで資格がない方はだめだというようなことがあります。

おっしゃるように、2年半という長いスパンの中での一括交付ということで、ちょっと不公平だという点もあろうかと思いますが、これは100%国の交付金事業でございますので、市でこれに対して対応するという事はもちろんできませんし、我々は国の基準に基づいて交付するという事をやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 4点目のモンスターパイプについて、今年度、指定管理ができないかということでございますが、市長の施政方針にもございましたけれども、モンスターパイプにつきましては今年度は天候不順ということで、工事の引き渡しが今現在終わってございません。未完成ということでございます。未完成の状況で財産の取得ができていないわけでございますので、自治法上の公の施設の設置がいまだなされていないということになります。指定管理の導入に当たりましては、公の施設の設置ということが条件になりますので、今年度につきましては直営施設との中で業務委託ということで、運用をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 お試しサテライトオフィスにつきましてはわかりました。これは確認ですが、私は前に一般質問をした中で、やり方によっては本当に無限大の可能性を秘めている、というようなことでさせていただきました。そういう答弁でありますと、私はまだまだ可能性を秘めた調査であったり、お試しの候補になったんだというふうに思いますので、細かいところはまた場を変えて質問したいと思います。そこら辺を確認させていただきまして、この分はこれでいいです。

あと、モンスターパイプの件ですけれども、そういうことであれば、完成していないから指定管理にはそぐわないという、合わないということですが、完成していない中で、700万円ぐらいかけて業務委託をするということですが、じゃあ、何の業務委託か。例えばモンスターパイプのもう既にできている部分で運営するのか。するのであれば、先ほどのまた繰り返しになりますのでしませんけれども、そういうのであれば部分的にも指定管理というのはやっぱりだめなのかなというようなことも含めて、2点になりますか1.5間になるのかわかりませんが、そのことちょっとだけお聞きしたいと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 完成しておりませんので、公の施設の設置ができていないということで、

繰り返しになりますが、指定管理はできないということでございます。今年度につきまして、南魚沼市建設工事請負基準約款に基づく部分使用ということで、引き渡し前の物件を業者さんの同意を得まして、一部使用という格好で全体 160 メートルぐらいの完成延長のコースのうち、100 メートルぐらいを使いまして、暫定的に運用をいたしたいということでございます。以上でございます。

○議 長 3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 今、サテライトオフィス、IT パーク、CCRC、国際大学いろいろキーが出ていますけれども、私はコンピューター業界にいまして、当時、インドと 2000 年問題のコンバージョンを対応していましたけれども、その時点からインドとか中国とか、いろいろなところを東南アジアですね、日本語で全てが対応できるようになっています。ましてやそこから 16 年たっています。非常にそういうところでたっているのですけれども、IT パークにそういうソフトウェア会社なりそういうものを誘致するメリットが、ただ単に東京から近いというしか、今、声が聞こえなかったのですよね。

この南魚沼に IT 企業で仕事ができる人がいるというのであれば、またひとつあります。あるいは、市長が言われているように、東京に就職した大学生、あるいは既にそういう企業に入っている人たちが帰ってきて、魅力ある IT 企業がいれば、確かに自宅から通えるわけですから非常にいいです。そういうような可能性——先ほど議員の方が、可能性があるものと言われましたけれども、もう既にその可能性については調査済みであると私は思っているわけです。それをあえてこうやって調査しなければいけないということは、もともとの企画自身が非常に雑な企画からスタートしたんじゃないかと思っています。

あと、国際大学との連携とありますけれども、じゃあ、国際大学に設立以来、南魚沼市の職員があそこにどれだけ通って、どれだけ人脈をつくって、3,000 人いる人たちの系統図の人脈をつくって、だから IT 企業を誘致して向こうの IT 企業に来ていただいて、日本の企業の会社からこういうものを受注すると。そういう具体的なプランを描ける市の職員が参加しながら立ち上げていくのであれば可能性はあると思いますけれども、全てが丸投げするような形で、じゃあ、これは企画丸投げ、調査丸投げ、そういうことじゃなくて、やはり市の職員自身が中心となるような人材を育成して、市長には頑張っていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今、広田議員がおっしゃったところは、非常に私も感じております。まだ、始まったばかりであります、私も。そういう意気込みを持ってやりたいと思っておりますので、答弁にかえさせていただきます。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 点お願いいたします。15 ページの中ほど、再生可能エネルギーの補助金の受けであります、八幡保育園のペレットボイラーにつきましては、かなりこの議場でも審議が行われました。やはりランニングコストに課題があるのではないかとということが主だ

ったわけでありますが、前市長の6月議会の答弁では、8月初旬には環境省からかな、どこだったか、オーケーが来るものという話だったのが、ここまで遅れてきたということです。どのような国からの反応があり、またそれに対してどのような手立てを打った中での、今回のこういう決定であるかということについてまずお伺いします。

それから再三、先ほどから言われておりますこの25ページのサテライトオフィスの調査委託料であります。これはありきたりのコンサル会社への委託であれば、本当にこれは問題がありまして、例を私がここで言うのは控えますけれども、やはり自前でちゃんとした見直しをもった調査委託にさせていただきたい。また、これについての国際大学との——役員さんはかなりの実業界での経歴があるわけでありますが、この辺との連携とか話し合いがあったのかどうか、この2点をお願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の再生エネルギーの関係のペレットボイラーのことでお答えします。議員がおっしゃるように、八幡保育園に設置するために1回、6月ごろでしたか、環境省といいましても環境省が支援する、広益財団法人日本環境協会の二酸化炭素排出抑制対策事業、これに市で応募しました。実は計画自体にそんなに問題はなかったのですが、ちょっとアピール度が弱かったというようなことで、当初、不採択になりました。それでもう一回、9月に再チャレンジしまして、10月の初めに採択されたというような結果通知が来ました。そのことによってちょっと遅れましたけれども、事業をスタートしたという状況であります。

あと、ランニングコストにつきましては、データの的には機器等もありますけれども、実際、浦佐認定こども園で実績があるわけですので、それを見ながら今後の計画を立てていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 お試しサテライトオフィス事業についてでございますが、先ほどすみません、またお答えを漏らしましたが、このお試しサテライトオフィスに手を挙げた経緯がございます。グローバルITパークが8月にオープンいたしました。その後、実は国内の企業からも複数社、打診といたしますか、興味があるんだというようなお話もいただいております。

ただ、先ほど申し上げましたように、基本的にグローバルITパークは海外からの進出企業を前提にしておりますので、なかなかその受皿ができなかったと。いよいよになれば別途方策を通じてというような検討もしておりました。たまたまその際に、10月だったと思いますが、この総務省のお試しサテライトオフィスのモデル事業ということがわかりまして、それについて手を挙げたということでございます。

調査研究につきましては、自前で丸投げをせずということでございますので極力——もちろん、丸投げをするつもりはございません。ただ、やはり専門の分野、餅は餅屋という部分がございますので、専門家の手も借りながら、私ども職員も努力をしながら進めていきたいと考えております。

12月2日に総務省のヒヤリングがございました。それを受けて先週には私どもの職員が首都圏に行きまして、直接、進出に興味を持っていただいている企業と接触をして交渉を始めているところでございます。進出企業、それからこの調査委託につきまして課を挙げて、あるいは部を上げて進めていきたいと考えております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 最初の質疑につきましては、やはり、補助額とランニングコストですね。ほかに競争力となるような、この木質の資財があるわけでありますから、本当にその辺のことはもう決まったことは決まったこと、走り出したものですから、なかなか行政はそれについて方向変換はしないものですが、本当にくれぐれも慎重に、また、どうしたらコストダウンができるのかということも含めながら取り組んでいただきたいと思います。以上です。

2問目になりますが、やっぱり私ずっと、今、市が取り組んでいるCCRCにしろ、このグローバルITパークにしろ、国際大学の人脈というのを、やっぱり当市は本当はもっともっと、この市になってからの12年間もそうですけれども、もっともっと本当は深く掘り下げながら、大事な大事な経営資源として本当に磨かなければならないと思っています。今回、そうした調査会社を通じながらの首都圏での進展もいでしょう、展開もいでしょうけれども、先ほど申し上げましたように、国際大学の役員体制は、本当に大きな日本の企業の社長、それから会長を務められた方、また、経団連の副会長まで務められた方が理事長になっているわけであります。そういうような使える人脈、自前の人脈、本当にここへ根を下ろしながらの人脈というのを、しっかり私は磨きながら取り組んでいただきたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 国際大学は、おっしゃるとおり大変な人脈がございました。私どもも今の学長の先生、それから副学長の先生とはICLOVEの事業、それから、グローバルITパークの事業、もちろんこのお試しサテライトオフィスの事業についても、随時お話をして相談をさせていただいております。これからも国際大学でこのサテライトオフィス事業につきましても、国際大学の空きスペースをお借りして進めていきたいということでございます。これからも国際大学とのコミュニケーションを取りながら、人脈を使って進めていきたいと考えております。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 いろいろご提言をいただきまして、ありがとうございました。実は就任間もないわけでありまして、今、非常にスケジュールが厳しくなっていますが、私も国際大学の学長さんに先々週、お会いしまして非常に意気投合もさせていただいたり、我々の市の方向性についても、いろいろな話し合いをさせていただきました。全面的に一緒に頑張っていこうということで、お互い確認をしておりますので、これからもまた皆さんからも注意をいただいまして、見ていていただきたいと思います。市長、みずからが先頭に立ってこの事業、GITパークもそうですし、このお試しサテライトオフィスのことにつきましても、ま

だこれは採択されたばかりでありますので、これからいろいろなことが練り上がっていくわけであります。一生懸命、取り組みたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、13 ページの指定寄附金。今回 1,000 万円という大変高額な寄附をいただいたわけであります。坂戸城跡のときにも申しました。指定寄附を一般会計の中に入れるというのは、非常に問題があるのではないかという指摘をしたわけでありますけれども、今回も財政調整基金に入れるということでもありますので、そこら辺の考え方が全然、変わっていないのかなということでお聞きをしたい。

それから、15 ページの市債、合併特例債を民生費に積みかえるという部分でありますけれども、一般的には合併特例債のほうが返済が非常に有利であるという部分であるものを、積みかえていくということについてですけれども、この辺のちょっと理由をお聞かせを願いたいと思います。

それから 25 ページ、国道 353、例の駐車場の部分であります。旧塩沢町の場合、非常に活用させていただいた駐車場であったわけですが、冬場はなかなか南魚沼市民の方の利用は余りないという中で、今回、消パイの温度が高すぎる、温泉が出てきたと。急に温泉が出てきたということではないわけでありましょうから、温度が高かったということは今まで承知していなかったとするのか。あるいは、これを掘り直しをするということで市の負担が 61 万円という、ちょっと少なめだなというふうに思っていたのですけれども、そこら辺の事情をちょっとお聞かせ願いたい。

そして、31 ページ、体育施設管理委託、モンスターパイプでありますけれども、同僚議員のほうからも質疑がありました。やっぱりこれは完成をしていない時点で使用しようということは、非常に私は問題があると思います。指定管理の条例整備のときに、利用料を設定したわけでありまして、そのときにも、じゃあこの維持管理をこのままでいけば、全て市が負担をしていくという方向になると、この条例制定についても反対をさせていただいたわけがあります。

今、こうして 160 メートルのうち 100 メートルしか完成をしていない中で、一部だけの使用をしようというのは非常に問題があるだろうと。であるならば、今シーズンは使用しないで、もっときちっとした形でできるというのを待つべきではないか。そうすると、今回の業務委託ということですから、直営といいながら委託でありますよね。この 729 万円あるいは燃料費 228 万円ですけれども、誰にどういうふうなのをさせるということで、この数字が出てきたのかということの説明を願いたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1 番目の指定寄附の関係でございます。確かに指定寄附につきましては、既存の事業に充当するのではなく、寄附者の意向に沿った形での財源措置ということで考えております。31 ページのほうにも、特別支援学校運営費、消耗品費 5 万円ということで上げてありますけれども、こちらも指定寄附の 5 万円を当年度の事業として新たに加えたものでご

ございます。そういった 1,000 万円の部分につきましても、新たに事業として実施できればよかったです。その部分が調整できなかったのも、財政調整基金のほうでの対応という形で残させていただいたというところでございます。

あと、市債の関係でございますけれども、合併特例債のほうにつきましても平成 29 年度以降の事業見込みとしまして、特例債は大変有利な起債でございますので、そちらを使う事業というものが 30 億円ほど予定されております。今まで保育園につきましても、特例債の活用というふうを考えておりましたけれども、今後の見込みの中で保育園のほうは、ほかの起債、特例債とまでは言わなくても有利な起債が活用できる見込みが立ちましたので、今回、組み替えをさせていただいたところでございます。

15 ページの児童福祉債、施設整備事業債（一般財源化分）、こちらにつきましては充当率 100%、交付税算入が 50%という形になっておりますので、通常、借りだけの財源措置だけの起債でなく、算入される起債というものを採って組み替えたという状況であります。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 国道 353 号線の広域観光駐車場の井戸でございますが、まず、この駐車場につきましては、昭和 57 年に旧塩沢町、それから現在の十日町、津南町、それから観光協会を取得をしております。問題の井戸は、平成 24 年に水量が足らなくなったために、追掘をいたしまして、深度が 100 メートルにいたしました。その際、当然、検査をいたしまして、通常の井戸であることを確認して、今まで使用してございました。

ことしの 3 月だったと記憶してございますが、湯沢町のほうから連絡がありまして、どうも温かい水、お湯ですね、が出ているのではないかというような指摘をいただきました。私も 6 月の補正をお願いいたしましたが、調査費といたしまして 5 万 8,000 円ほどをお願いして、その後、調査をいたしました。調査をした結果、やはり温泉であるという結論になりました。温泉ということになりますと、周囲の同意あるいは県の許可等が必要となりますし、消雪の設備として、施設としてふさわしいものではございませんので、新たに井戸を掘るということにさせていただきたいということでございます。

総事業費につきましては、井戸の工事費を 588 万 6,000 円ほど予定してございます。持ち分に応じまして、負担割合が決まっております。私どもの南魚沼市が 10 分の 1 ということになっておりまして、十日町さんが 10 分の 3、津南町さんが 10 分の 2、南魚沼市の観光協会が 10 分の 4 というような割合になっておりますので、この額になっているということでございます。

それと、プラスこの 61 万 2,000 円につきましては、井戸を使えるようになるまでは機械除雪が必要でございます。その分の経費の 2 万 3,000 円ほどが入っております、都合 61 万 2,000 円という額になってございます。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどのモンスターパイプの件について、私のほうからもちょっとひとつ

言及させていただきます。大変、工事が遅れた。まずこの秋の長雨、そして現地のやはり土を土掘りするものですから、その中で石等が出てくるとか、大変、難工事な部分があったのだと思います。ただ、工事会社につきましても非常に努力をいただきまして、100メートルのところまで達することができました。

もっと短かった場合は、恐らく寺口議員がおっしゃったような、使用できないということも当然想定されたと思いますが、ここまでの努力をしていただいた。その中で現場もどうしてもやりたい。そして、もうそれを待ちかねている、特にジュニアの皆さんも含めて、たくさんの皆さんがいらっしゃいます。これを1年遅らせることが穏当な、当然なスタイルなのかもしれませんが、この1年遅らせるという意味が、どれだけ後に、後年、影響してくるかということ私は非常に考えていました。担当課からも再三の相談があったわけでありまして、けれども、市長の気持ちとしても、どうしてもことし、やれるのであれば開けよう、そういう強い意気込みで決定をさせていただき、方向性をつけさせていただきましたので、ご了解をいただきたいと思います。

維持管理費のご指摘がありました。これは確かに私も議会にいたときから、前井口市長と当時の泉田知事の間で話し合いがされてきたという経緯は聞いておりますが、実際はなかなかその中身については積み残したままの課題だったと思います。実は私、おととい、そして先週、就任後すぐに県知事にお会いをし、また一昨日は苗場で行われました新潟県のスキーのオープニングセレモニーに私も参加をさせていただきまして、現米山県知事ともこの件につきましても、既に話をさせていただきました。その中では県知事は、まだ具体的なところの数字は言っておりませんが、この施設の重要性を私も説きましたし、県知事も非常な関心を示してくれました。維持管理費については、どういう割合になるかはちょっとまだそこまですいませんけれども、強い意気込みで県知事からも、県も頑張るという話をいただいておりますので、今後また内容については詰めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 委託料の支出先でございますが、私どもは今年度にモンスターパイプが完成をするという予定で準備をしていたわけですので、その中で本来であれば指定管理者の選任をした中で、指定管理制度ということで行う予定でございました。その中で、10月に指定管理者の予定者を、審議委員会を開きまして選定をさせていただいております。今年度、指定管理制度に移行しませんが、管理委託につきましてもその指定管理者に予定をされていた方でないとならぬと施設の整備ができませんので、業務委託についてはこの補正予算が決定次第、業務委託を締結したいというふうに考えてございます。

あと、燃料費につきましても、これは圧雪車の燃料費でございまして、当然この支出先は燃料供給業者というふうになろうかと思っております。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、指定寄附でありますけれども、やっぱり指定寄附の本来の使い方か

らすれば、一般会計の財源の中に入れるというのは、問題がありますよ。すごく問題があります。やっぱりそれなりの基金なりをつくって、その中から支出をしていって、常に 3,000 万円あったのが 1,500 万円になった、500 万円になったということがはっきりわかるという形にしておくのが、やっぱり明朗な部分だなと思いますが、そこら辺の考え方がないようですからこれ以上は言いませんけれども。市債の積みかえについては、特例債 7 割、実際は 67% ぐらいですか、市の国からくる部分が。これは積みかえをして 50% が交付金だというふうに切りかえていったという部分は、これは致し方ない部分かなというふうに思いますけれども、特例債もほぼ使い切りの状況は出てきた中で、平成 29 年度の資金繰り、非常に厳しいものがあるなというのが、この積みかえに出てきたのかなという感じがしました。

それから、国道 353 の部分でありますけれども、平成 24 年に井戸を掘ってですから、4 年実際に使ってみて、湯沢町から温度が高いんじゃないのかと。多分、湯気が相当出たのではないかなという部分がありますけれども、掘ったときに出てきた温度はわかっているはずだけれども、それがきちんとした中でやらなかったとするのであれば、業者に全くお願いをした、あるいは十日町さんか津南町さんかわかりませんが、全くお願いをしていて、市が全く見に行っていなかったということになるのではないかと思いますよ。そうすると、こういう支出をしていながら、そういう管理運営について、担当課が行っていなかったというのだとすれば、問題があるんじゃないかと思いますけれども、そこはどうでしょうか。

それから、モンスターパイプですけれども、この業者選定の部分であります。つまりは、要するにこれはほぼ人件費だと思いますよ、人件費。1 シーズン 100 日計算で多分計算されたんですよ。そして、これだけの委託費が必要であろうと。圧雪車の燃料費、そんなのは当たり前なのであって、大体何時間稼働してこれぐらいの燃料を食うんだというような部分が出たと思います。

ですけれども、何遍も言いますけれども、業者からすれば完成品を引き渡して、初めて自分たちの責任が終わるわけです。それが途中で終わったと。業者がよしと言っても、万が一何かあった場合に、やっぱり業者としては非常に怖い部分があるわけです。そういうようなリスクを残した中で、こういう施設を運用していくというのは、やっぱり問題があると思います。やっぱり 100% 完成をして、そして先ほど市長が言ったように、県がどのくらい出すかわかりませんが、私は県営でやるべきだとずっと思っていますけれども、そういうところがはっきりしなければ、市の負担はどんどん、どんどん膨れ上がってきます。そういうふうな恐れがある施設を、このまま使っていく、運営していくというのは、問題があると思いますけれども、いかがですか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 最初の指定寄附の関係でございますけれども、単年度で済む事業の場合につきましては、基金等の設置でなく、単年度の予算の中で補正等で対応させていただいて、寄附の目的に沿った利用とさせていただきたいと思っております。また、今回 1,000 万円という大変高額な寄附をいただいておりますけれども、子供たちの教育のためにということでい

ている指定寄附でございます。こちらにつきましては、今年度、小学校の机のA4版対応にするということで、市内全域の机の入れかえを行っております。次年度、中学校のほうでもその入れかえの予定が入っておりますので、こういった直接、子供たちの教育の現場で活用できるものに利用したいということです。現在、数量等を調整している段階ですので、本年の予算執行に至らない関係で、次年度のために確保したいということで、こちらのほうの財政調整基金のほうで形として残させていただいたということになっております。

基金の対応ということですが、以前いただいた寄附につきましては、遺跡等の関係もありまして、非常に長期にわたる事業な場合でしたので、基金対応ということにさせていただいているかと思っております。一般的には単年度で事業が実施できるものにつきましては、補正予算のほうで対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 353の井戸の件でございますが、当然、平成24年に井戸を追掘した時点で、湯沢町さんの検査は受けてございます。もちろんそのときは通常の井戸水ということでそのまま使用しておったわけですが、先ほど説明しましたような状況になりました。

今回の調査の中で、周辺の温泉井戸についても調べておりますが、変化がないと。あるいは、普通の井戸についても変化がないというようなことで、あそこの353の井戸だけ、なぜ温かいお湯が出てきたのかが正直、原因がわからないというのが本当のところでございます。いずれにせよ現状が温泉ですので、改めて掘らせていただきたいということでございます。

日常の管理でございますが、通常はやはりスキー場の送迎客の駐車場として使っておりますので、観光協会さんが頻繁に使ってございます。正直申し上げて、私どもの課の職員があそこに日々行って管理というのは、なかなか難しい部分がございますので、本当にシーズン初め、あるいはシーズン終わり、あるいは途中、機会があり近くに寄った際等にチェックをするぐらいで、日常的な管理は協会さんのほうに実質お任せしているというのが現状でございます。そういう意味では少し管理が甘かったという部分については、おわび申し上げたいと思っております。以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 モンスターパイプの件についてお答えします。何事についてもいろいろな考え方があるながら、寺口議員も県営という話は聞いていますが、予算を組むときに、前市長が市営でいきたいということで予算を認めていただいた時点で、我々は議会の承認を得たということで進めております。

それで、先ほども課長が説明したように、一部引き渡しでやる方法がある。市長も言ったように、100メートルできたやつをできれば使ってPRしていきたいというのが、市の今回の考え方です。危険かどうかというのは、我々は地盤改良もした中で一部工事を完了して、そういう意見もあります。常に危険なことはないかというのを点検しながら、一部引き渡しを受けて運営をさせていただきたいと、何とぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議 長 人件費かどうかの説明を。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 各種業務委託料の内訳でございますが、ご指摘のとおりほぼ人件費ということになってございます。その他、スノーモービル無線機等の運用に伴う賃借料等も考慮してございます。人件費は729万4,000円のうち、500万円ほどということでございます。以上でございます。

それから、維持管理費の件でございますが、市長の答弁にもございましたけれども、県との協議はこれから進めていくということでございますが、県営を市営に振りかえて施工したわけでございますので、今後とも県と協議をした中で、維持管理費の負担について県に応援を求めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この人件費ですけれども、どなたをですね。地元の方を採用するのか、あるいは私が調べた中でいうと、岐阜のあるスキー場のチームの方がいると。これは調べましたけれども、そういうところになるのか。そこら辺がわかっていたら教えていただきたい。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 人件費につきまして、委託料につきましては先ほど申しましたとおり、指定管理者に選定といいますか予定をしていた方に委託ということになりますが、その中で今年度につきましては、パイプの成型が地元の方ではなかなか熟練した方がいないということで、ご指摘のとおり高鷲のグローバルスノーデザインと会社がございまして、そこでパイプ成型に実績のある方から来ていただいて、パイプの成型のほうを行ってほしいということでございます。

その他、その方だけではなかなか今後の作業も継続的に難しいところがございますので、地元の石打丸山スキー場でグレンデの整備を請け負っている方からも応援をいただいた中で、その2社が主にパイプの成型ということで人件費ということで考えてございます。以上でございます。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 皆さんもご存じのとおり、私は20代のころはずっとスノーボードで飯を食べていたわけですから、はっきり言わせてもらいますけれども。モンスターパイプをつくるということ自体を否定する云々という話の前に、私も一般質問で行いましたし、予算のときにも聞きました。モンスターパイプは何のためにつくるのかというときの答えが、前井口市長の場合は、選手育成のためというパターン1と、大会とかイベントを開催するパターン2というのがあって、その両方を視野に入れてやっていきたいというような話はあったわけです。ただ、そのパターン2の場合でいったときに、じゃあ、大きさはどうしていくのか。常にモンスターパイプはかなり大きい状態で維持していくのかということとそうではないと。それなりの大きさのものを、イベント時に関して削り出して大きくしていくと。では、その小さいサイズのものを何のために使うのか。選手育成のためなのかという話になるわけです。

じゃあ今度、今の答弁をよくよく考えてみると、PRのためにことし半分でも出したいと

いうことをおっしゃっていましたよね。そのPRというのは何のための、誰のためにPRしていくのですか。うちはモニターパイプを持っているということをお願いなのか、それとも選手育成のためのモニターパイプを持っているということがお願いなのか。それによってはもう、今言っていた、半分しかオープンしていない状態で、モニターパイプを700万円かけて維持していくことの一番の意味というのが見いだせないのですけれども、その点もお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 答弁不足で悪かったです。PRということは、当然、選手育成ということも大きな課題であります。例えば柏崎が水球であれほどの大きな成果を上げているということで、南魚沼市ではこのモニターパイプで選手育成をしながらそういう動きにつなげていきたいということでもあります。私は観光客用のPRというよりも、先ほど言われましたように今までも言ってきたそれも含まれますが、選手育成に向けてということでございます。

そうすると、今ほどの質問だと、今の中ではその規模ができないということ指摘されたのですが、次年度以降につなげる意味で、100メートルの中で次年度以降につなぐ模索をしていきたいというふうに思っております。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 今の答弁からすると、もうもう、選手育成に今シーズンは走るというわけですね。ご存じのとおり、ハーフパイプって、そんなに簡単なものじゃないですよ。いきなり滑れと言われて滑れるわけがないんですよ。例えばモニターパイプを、今回はスーパーパイプのサイズで維持したとしても、選手育成ということを考えてやったら、誰がそこに入るのか。中学生がそこに——はっきり言って中学生がスーパーパイプに入るとするのは、ちょっと言葉を選びますけれども、10年ぐらい前にショーン・ホワイトという選手が出てくるようになってから普通のことになってきているんですけれども、一般的に考えて、ああいう突然変異——平野君だって体のサイズとハーフパイプのサイズからいったら、スーパーパイプでもかなり大きいほうになるわけです。そういうことを地元の子供たちにやらせることが、実はかなり危険が伴っているということ、いま一度、認識しなければいけない。

F1でも何でもそうですけれども、いきなりF1に行けるわけがないのです。F1の下にF3があって、2があって、その下にカートがあって、どのF1選手だってカートから始めるんですよ。それと同じように、スノーボードのハーフパイプだって、スキーマのハーフパイプだって、スーパーパイプよりもさらに小さいものをつくって、ミニパイプぐらいの状態から、今バーチカルが立っていますけれども、もう少し開いた状態からやっていかないと、選手育成にならないのは当然わかることだと思うのです。

じゃあ、今度はその700万円をかけて、今のスーパーパイプぐらいのサイズのものをつくって、利用者数が少ないのであれば、700万円を使って小さい手掘りでもいいんです。今、ユンボでも掘れるんだから。中古のパイプカッターだってあるんだから。700万円かけてそういう小さい、もっともっと選手育成を視野に入れているんだしたら、そっちにその700万

円を充当したっていいんじゃないですか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 私の答弁が下手くそでおわびをいたします。今までも前市長が言ってきたように、選手育成を目指しながら次年度以降につながることしの1年にしたいということで、その辺のことについては、今後、具体的に選手育成の方向で打ち合わせをしたり、安全面を考えて、地元ここで管理する人間と打ち合わせしていきたいと思っております。

ことしから、その危険なところへすぐに入れて選手育成という意味で言ったのではなくて、次年度以降につながるハーフパイプのモンスターパイプまで、ことしいけるのかどうかはわからないけれども、つながる動きに今シーズンはしたいということを考えております。

○議 長 市長。

○市 長 私も4番・永井議員も、昔からスノーボードをやってきたと思うのですね。私はそのスノーボードの施設を、前半の若いころは、スノーボードをこの地域に解禁させた男なんです。そして、大変な状況の中からアイテムの一步一步を、現地の仲間と一緒につくってきた、そういう自負が私はあるのです。

いまほど、これは議場の皆さんにも非常に誤解があるので、ちょっと指摘をしたいのですが、大きいモンスターパイプを最初から開けられるということではありません。これは理屈上できない。最初はスーパーパイプから掘り出し、そして雪が安定した中で——これは全長が160メートルできてもらうんです。なので、ことし最初からモンスターが開くわけじゃない。

そして、多分最初からこの議場でも、練習で子供たちが滑れるのかという議論がずっとあったのです。これはちょっと考えを改めてもらいたい。実は大きな振り子の中で、子供は飛び出すことは難しいです。だけれども、大きな振り子の中で練習をするのは、全然スーパーパイプより楽だというのは、私は滑りませんが、スキーであの中にしょっちゅう入ってました。そして、現場の子供たち、この子供たちの指導をしている皆さんからも聞き取っている中身で、大きいものが危険というのは、はっきり言ってありません。そのほうが子供たちの練習環境にいいのだということです。飛び出すのはまだ先なんです。そういうことなので、議場の中から、モンスターパイプにおける間違った認識を改めてもらいたい、私はそのように考えています。

そして、この設置の一番の理由は、県もトップアスリートの養成という名前ですが、その奥にはジュニアの養成ということでありまして、もう既にこの地元の子供たちだけではない、県のジュニアの——失礼、スノーボードの代表の全日本の担当をしている皆さんは、もうここに県内全部を統一した、きちんとしたそういうジュニアのチームを養成し、本拠地化を目指そうということまで言ってくれています。

私は非常に大きな目標を持ってこれは進んでいけると思っていますし、さらに言えば、なぜことしどうしても開けたいのかということをおっしゃると、どうしても2シーズン先には韓国の冬季オリンピックがあり、その4年後には北京があるわけです。こういう時流、時節を

たがわないように。できないなら別ですけども、努力をすればできるという選択をさせてもらったというつもりでおりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 今、市長の答弁のとおり、言ひたいことはわかりました。その大きいパイプの中の振り子というものは、確かにそのとおりではあるんです。スケールバランスから見たら、確かにそのとおりなのだけれども、私も市長がつくったスーパーパイプで、日本オープンは出ましたよ。出ましたけれども、結局のところ、バーチカルを上り下りするだけでも練習になるというのであれば、なおのこと、その前段階ですよ。いきなり入れというのは正直、本当に難ひいからです。

今、安全面でいったら確かにそれでいいです。練習するのにハーフパイプのリップまでいかななくて、それで下りてくる、それでいいと思ひます。ただ、今後、ジュニアという子供たちを育成していくのであれば、絶対に大きいパイプだけではなくて、開いたリップがないぐらいの開いたパイプもつくったほうがいいんじゃないかと。それを私は700万円あるんだったら、手掘りでも何でもいいからそれに充当をして、今後の育成につなげたらどうかという話だったので。

○議 長 答弁はよろしいですか。

○議 長 教育長。

○教育長 永井議員の考え方も理解できる部分がありますが、我々としてはせつかく工事をしてできたその100メートルのハーフパイプを使って、今、永井議員の言われることも含めてやらせていただきたいというふうにお思ひしております。

○議 長 本日の会議時間は、日程第25、第111号議案までとしたいので、あらかじめ5時を過ぎても延長いたしますので、よろしくお願ひいたします。質疑を続けます。

○議 長 3番・広田公夫君……（何事か叫ぶ者あり）さっきしたので、ごめんなさい。それはだめです。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 15ページ、入りの再生エネルギーの補助金の問題とリンクする、それとは直接リンクしていないと思ひますが、23ページの歳出、バイオマス利用というところでちょっと市長の考え方をお聞きしておきたいというふうにお思ひます。先ほどの浦佐認定こども園の例があるとか、この八幡保育園はそれで取り組むということです。私はやっぱり市がやるということになると、経費がかかるから公共でやるという、何か逃げがあるみたいな話は聞くのですけれども、そうではなくて、市がその前にバイオマス計画というのをつくって、今、ペレット工場があるわけですよ、補助金を使って。それとの絡みをきちんと持っていないと、要するに、そこが今、ほとんど操業がされていない状況。稼働状況が27%です。そして木質ペレットの生産目標値17.4%。そういった中で、保育園のボイラー、冷暖房ですよ。どの程度、じゃあその施設が——浦佐認定こども園でいいんですけれども、ペレットをどこから入手して、どういうふうにお供給を受けているかという実態をやっぱりつぶさに見て、こ

ういった計画が進んでいくという形じゃないと、私はおかしなものかなと。

現にそのウッドペレット株式会社これについての財務状況なんかも、やはり当然、補助事業でありますので見ているかと思うのですけれども、採算の合わない状況であってはならないと。それに付随した形で市の事業が進んでいく。そして、供給体制を確立していくという形があつてしかるべきだと思うのです。今後の、八幡保育所も今度はペレットを使うと。本当にそれが1つの形態として成り立っていくのか。そして、ペレットストーブの補助金も出しているわけです。そういうふうにする、ぐるぐる回るような関係をつくっていかねければ、それは市長が言う、またどこにそのペレットを求めるか、材料を求めるかという話になるわけですので。その辺をきちんとやっぱり市長は示して、一つ一つの――補助金行政があるから、それに応募したら何とか出たと、採用されたなんていう次元ばかりでは困るというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ぜひ、一般質問等でいろいろ意見を戦わせたいと思いますが、私は公約の中で、この地域の森林をどうするかというのは、最大の課題だというふうに述べてまいりました。岡村議員とも私が議員の時代、かなりこのことではいろいろな話をさせてもらったと思います。その実現に向けて一步一步やっていますが、市のほうがこの事業に、何かあるから手を挙げたという姿勢では、私はなかったと思います。私の前任者からのことでありますので、私が何と言ってみようもありませんが、そういうような小さな気持ちで手を挙げて、たまたま引かかったということでは、全くないとは思っています。今後、我が市が、どうしてもこの里山再生につながる森林の問題につきましても、一生懸命やりたい。ペレットだけではなくて、私はまきストーブのことも、実は議員時代から持論を持っています。これらがどういうふうに予算化されるかわかりませんが、いち早くそういう問題に取り組んでまいりたい。そのように考えているところでありますので、岡村議員とそういう意味では同じ方向を向いていると思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは私のほうから、若干補足をさせていただきます。議員がおっしゃるとおり、ウッドペレットさんにつきましては、平成21年から国の交付金を活用してペレットをつくってまいりました。当初は順調に稼働していたと私も考えておりますが、近年、原油価格の低下、あるいは材料の高騰などによって、なかなか厳しい状況が続いているというふうには認識しております。

10月にはお客さま向けといいますか、顧客向けにペレットの製造を中止したいというような文書もでましたし、私どもも連絡をいただきました。先週、ウッドペレットさんと私どもの担当で打ち合わせをしてございます。最終決定ではございませんが、ウッドペレットさんにすれば、やはり事業としてみれば赤字が出ていると。原因は先ほど私が申し述べたとおりです。ただ、私どもにすれば、さっき議員さんがおっしゃいましたバイオマスタウン構想、本来であれば市内でその循環が回れば一番理想的だと考えております。今回その循環の1つ

の部分、外れそうな状況にあるわけでございます。

ただ、ある程度範囲を広げて圏域を見渡してみれば、隣の十日町市さんには非常に元気のあるウッドペレットをつくっている工場がございます。私どもの担当も先週、視察に行ってお話も聞いてまいりました。また、隣の魚沼市ではバイオマス発電の構想が進んでございます。市内で全部、循環すればそれは理想とは考えますが、ある程度の近隣の圏域の中でバイオマスタウン構想が実現できれば、私はそれでいいのではないかと考えております。

ですので、この補助金につきましても、私どもまだ市長決裁も受けておりませんが、担当としては引き続き継続をしたいと。まきストーブにつきましても、今後、庁内でまた意見集約をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 やはり、市がつかさどっている認定こども園とか、あるいは八幡保育園。やっぱりこういうものがきちんと、せつかく補助金でつくった工場があるわけですから、それが利用されるべく、多少は最初、補助金を出したとしても、それを健全な形にもっていくということをしていかないと、さっき言葉が滑って申しわけなかったんですが、補助金取りで終わってしまう。じゃあ、その返済はどうするのだと。要するにやめるということになれば、補助金返還なんてことが、私の委員長報告にもあったように、そういう形だって起きるのではないかというような感じがするのです。何はともあれ、やっぱり健全な形をどう模索していくかという、そこはやっぱり担当がきちんと、よく言葉で言います、ばかになってやらないと達成はできないということだと私は思っています。また、これは一般質問でも若干触れますが、ひとつよろしくどうぞ。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。最初に原案に反対者の発言を許します。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第111号議案 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号）に、反対の立場で討論に参加するのであります。総論賛成、各論反対で、予算案に反対するののかという部分もあります。今回の補正については、非常に重要な部分も含まれている。これは全てに反対をするということについては、心もとない部分もありました。しかしながら、ただ1点、先ほど質疑がありました、体育施設管理委託事業モンスターパイプであります。これについては、こういう中途半端にでき上がった部分を使ってやっていこうというのには、やはり問題があると思います。

9月議会でも聞いたときには、ジュニアの育成については来年の4月からという話であったわけです。今の私の質疑の中でも、こういう施設をどのように活用していくのか。それが平昌オリンピックであったり、北京オリンピックであるとするならば、子供たちの育成体制が既にでき上がっていないのであればダメなのであります。そのために何をすべきなのか、その

ことを考えてもらいたい。

私は泉田知事の後を引き継いだ米山県政に期待をしております。どうか、米山県政の時代にこういう施設を、南魚沼市立でなく新潟県立としてやっていただき、県全体で南魚沼からオリンピックのゴールドメダリストを出すんだ、そういう意気込みでやってもらいたい。そのためにもきちんとしたものをつくって、そこでやっていく、そういう方向が見えない限りは、やはりこういうものは運営すべきではないという思いであります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 111 号議案 平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 6 号)、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 111 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会をすることに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は 12 月 19 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後 5 時 05 分〕